

ドイツ技術協力公社 (GTZ)

機関名：	Detsche Gesellschaft f r Technishe Zusammenarbeit (GTZ)	
日時：	1999年12月17日15時00分～17時15分	
場所：	Dag-Hammarskj ld-Weg 1-5, Postfach 51 80, 65726 Eschborn, Germany	
面談者	- Helga Stamm-Beug, Environmental Impact Assessment Project,	
／部署名：	Environmental Section, GTZ	
	- Dr. Walther Henning, International Cooperation, Mine Economics, Project Evaluation, Bundesanstalt für Geowissenschaften und Rohstoffe, BGR (Federal Institute for Geosciences and Natural Resources)	
	- Roger Wolf, Information Officer, EIA Project	
	- Dr. Detlef W. Schreiber, Senior Advisor, Environmental Management, Division 44: Environmental Management, Water, Energy, Transport; Planning and Development Department	
調査団：	山田良春 作業監理/公害対策	JICA 本部鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛 環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子 環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社

調査内容

GTZ は、前日訪問した KfW とともにドイツの 2 国間海外協力の中心的実施機関である。GTZ 本部は、フランクフルト中心部より車で約 20 分ほど離れたエッシュボンにおかれている。12 月 17 日 15 時より、会議室にてインタビューを行った。インタビューは GTZ の環境セクションのスタムボイグ氏 (女性)、および地球科学・天然資源連邦研究所(Federal Institute for Geosciences and Natural Resources, BGR)のヘニング氏を中心に進められた。まず、山田団員から JICA の組織と環境配慮等に関する案内資料を手渡すと共に、調査の目的について説明した。次に個別機関別質問票に添って説明を受けた。

【補足】

ドイツ連邦共和国における海外協力は、経済協力開発省 (German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development, BMZ) の策定する援助政策に基づいて実施されている。実施機関は、KfW が財政協力 (Financial Cooperation) の、GTZ が技術協力 (Technical Cooperation) の中心となっている。その他の実施機関として DEG (German Investment and Development Company)、BGR (Federal Institute for Geosciences and Natural Resources)、PTB (Federal Institute of Physics and Metrology) があり、インタビューに同席されたヘニング氏はこの BGR に所属する。

1. **SQI-GTZ の位置付け**：(GTZ は日本語で” 技術協力会社” と訳されているが、どのような性格の組織なのか、という問いに対して) GTZ は BMZ の財源による非営利の国営組織で、BMZ の政策に基づいてプロジェクトレベルでの具体的な計画を形成し、これを実施する立場にある。KfW と GTZ の違いは、前者は基本的には銀行で、融資協力(Financial Cooperation)を行うのに対して、後者は無償の技術援助(Technical Cooperation)を行う点にある。銀行との関係では、GTZ はあるプロジェクトが国際的な銀行から融資を受けるために必要となる条件を相手国・機関 (client) に対して助言している。それは世界銀行、米州開発銀行、或いは欧州復興銀行などで

あり、KfW に限られたものではない。GTZ や BGR に関しては、彼ら自身が省 (BMZ) に雇用された被援助国に対するコンサルタントの立場にあり、省にコンサルティングを行なう開発コンサルタントや援助の現場でのローカルコンサルタントと協力して活動を行なっている。また、最近 GTZ ではインフラストラクチャー建設プロジェクトなどは減少し、被援助国の組織能力強化プロジェクトが大半を占めるようになってきている。内容は CIDA (カナダ国際開発庁) 或いは DANIDA (デンマーク国際開発協力庁) の活動と似たものとなってきている。ダム建設に関しては JICA が積極的に取組んでおり、GTZ としては対象とする必要性があまりない、とも述べた。

2. *SQ2-GTZ の組織* : GTZ の組織は、①4つの地域別部門、②5つのセクター別部門、及び③支援部門、の3部門に大別される。援助の現場で (in the field) のプロジェクトの責任はすべて地域別部門が負っており、EIA の実施責任もこれに含まれる。人員は全体で約1400名、うち500~600名は現地で活動している。スタムボイグ氏のいる環境セクションはセクター別部門に属し、専門的立場からのプロジェクトへの助言の他に、環境調査のためのツール開発などを手がけている。エッシュボンの本部は支援部門が中心で開発援助のツール作りや総務的活動を行なっている。

3. *SQ-3/4-EIA の実施体制* (共通版 Questionnaire の Q1、Q2、Q6~8、Q12 とも重複する) : (参考資料として、"Environmental Impact Assessment, GTZ, a German Example for EIA-implementation in Development Cooperation"を受領)

ドイツ連邦共和国政府は、1975年より環境保全を開発協力の目標のひとつとして位置付けており、1986年からは環境影響評価 (EIA) は連邦政府によるすべての海外開発援助プロジェクトにおいて義務化された。1991年に開発援助のための新しい体制として、経済協力開発省 (BMZ) が発足し、環境と天然資源保護は貧困対策と結合されてドイツの援助政策のセクター横断的な焦点となった。1995年には BMZ が EIA のガイドラインとして、「開発協力プロジェクトにおける環境影響評価 (Environmental Impact Assessment (EIA) in Development Cooperation Projects)」を出し、各援助実施機関 (KfW, GTZ, DEG, BGT, PTB) は同ガイドラインに沿って、すべてのプロジェクトで EIA を実施することが法的義務となった。EIA の目的は環境リスクを削減し、プロジェクトを社会的および生態学的に持続可能なもの (socially and ecologically sustainable) とすることである。プロジェクトには環境問題以外にも様々な経済的、社会的リスクが含まれており、EIA はプロジェクトリスク削減の一部である。ただしこれは一般的な開発プロジェクトの場合で、純粋な環境プロジェクトでは異なる。環境プロジェクトの場合は、個々のプロジェクトの環境リスク削減ではなく、被援助国の政策レベル (産業、環境) に影響を与えることを目的としている。

EIA は、計画から実施に至るまでの全プロジェクトサイクルを通して継続するプロセスである。プロジェクトサイクルの中には、環境以外にも、社会、経済、ジェンダー問題なども組み込まれる。EIA のプロセスでは、参加 (participation) を重視しており、参加のための手法としては、「ZOPP (objective-oriented project planning)」手法に基づいたプロジェクトサイクルマネジメント (PCM) を採用している。

EIA の実施は該当地域の法規制の枠組みに沿って、相手国の責任で行われるもので (ownership of

the project)、GTZ はあくまでも助言者の立場に立ってコミュニティの参加 (Community Participation) やコミュニティへの広報 (Community Relations) を中心に提案をしている。組織支援として、EIA に関する法制度の整備や、相手国・機関の行政官が適切に EIA を実施或いは審査するための能力向上支援を行っている。法制度が整備され、適切に運用されれば、企業は自ずとそれに沿って活動するようになるであろう。

具体的な鉱業関連プロジェクトに例をとると、①あるアフリカの国で実施した鉱業セクター強化プロジェクトでは、省 (Department) や組織 (Institution) 制度の強化と人材訓練を行なった。このプロジェクトでは、ローカルな基準が不十分だったので、国際基準 (例えば、米 EPA) を参考にした。他に、労務環境衛生や安全の問題、コミュニティ参加などが内容に含まれた。②同じくアフリカの、投資と鉱業振興に係る環境法整備に関するプロジェクトでは、法制度を運用する人材、監査者、必要な技能をもつ (qualified) 行政官の欠如が問題となった。③また、鉱業汚染の影響が心配されたプロジェクトでは、そのミティゲーション例を、デモンストレーションのモデルとして使用した。

EIA におけるコミュニティ参加に関しては、法的な枠組みに対してどのようにコミュニティを参加させるか、またプロジェクトマネジメントシステムに環境、健康、ジェンダー等の問題をどのように組み込んでいくかを提案している。例えば、ある鉱山プロジェクトでは、関係者 (stakeholder) のヒアリングに関して、どのような範囲を関係者とするのか、もしこれをやらなければ将来どのような問題が起こりうるのか等、様々な代替分析を示した。GTZ 或いは BGR はあくまでも選択肢を示す立場で、どれを選ぶかの最終判断はプロジェクト実施機関が下すものである (BGR・ヘニング氏談)。

4. **GQ3-EIA のレベル**：政策レベルは BMZ が担当しており、各国の開発援助方針 (Country Development Concept Working Paper) を策定している。GTZ の役割はこの方針をプロジェクトレベルで実現する点にある。マスタープランも BMZ が策定しており GTZ が直接策定することはないが、BMZ に専門家を派遣することはある。

ここで、GTZ のスタムボイグ氏は他の会議のため退席され、代わって計画開発部・水資源・エネルギー・運輸担当の環境管理シニアアドバイザーであるシュライバー氏より、環境管理全般についての説明を受け、最後に BGR のヘニング氏より GTZ におけるプロジェクト評価の手順についての説明を受けた。

5. **GQ5：環境管理システム (EMS)** に関しては、被援助国のレベルは ISO や EMAS の認証をとる段階には至っていない。しかし、現状にあったよりよい EMS の構築を、特に中小企業に対して目指している。GTZ 自身はすでにかかなり優れた管理手順 (EFQM/European Foundation Quality Management) を持っており、今後新たに認証をとる予定はない。またコンサルタントに対しても ISO などの取得は要求していない。

6. **SQ5/6-評価及び事例集**：GTZ (及び BGR) では、PFK と呼ばれ内部評価システムがあり、すべてのプロジェクトはこのシステムに沿って評価されている。評価者は、場合によっては第三者レビューとして外部のコンサルタントに委託する場合もある。しかしこの報告書は基本的に内

部資料であり、非公開である。

インタビュー終了後、GTZ が出版している "Environmental Handbook-Documentation on monitoring and evaluating environmental impact-" (書籍及び及び CD-Rom 版)、及び "World Environmental Library" (CD-Rom 版) をいただいた。"Environmental Handbook" は各 600 ページあまりの 3 分冊よりなる大著で、セクター別に環境影響や規準、対策、モニタリング、評価等についてまとめられている。1987 年にドイツ語版が、1995 年に改訂英訳版が出版されており、市販もされている。開発援助の一環として、数日前にも途上国に 500 冊ほど送ったとのことである。

カナダ国際開発庁 (CIDA)

機関名:	The Canadian International Agency (CIDA)		
日時:	2000年1月20日(木) 10時~12時30分		
場所:	200 Promenade du Portage, Hull, Quebec, Canada K1A 0G4		
部署:	Environmental Assessment & Compliance Unit, Policy Branch		
面談者:	Peter Croal, Environment Specialist		
調査団:	山田良春	作業監理/公害対策	JICA 本部鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
オブザーバー:			
	宮脇撰		JICA-CIDA Exchange Officer

調査内容

まず、山田団員から JICA の組織と環境配慮などに関する案内資料を手渡すと共に、調査の目的について説明した。次にあらかじめ送付した質問票に添って、政策局(Policy Branch)、環境アセスメント・遵守室(Environmental Assessment & Compliance Unit)のクロール氏に質問し、説明を受けた。なお、CIDA には現在 JICA-CIDA 交換オフィサーとして宮脇氏(女性)が赴任しており、オブザーバーとしてインタビューに同席された。

1. **GQI-EIA の定義**: CIDA における EIA の定義は、EIA の標準的な定義と同じである。プロジェクトやプログラムにおける意思決定の前に、環境に対する影響、代替案、あるいは緩和策を検討することにより、環境に対する重大な(significant)影響を避けるための計画用ツールとして使っている。詳細な定義はカナダ環境評価法(Canadian Environmental Assessment Act; 以下 CEAA)に従う。ただし、CIDA 内部では部署間でその解釈に多少幅がある。CIDA では直接的な環境影響のみではなく、間接的な影響や社会文化的な影響も含めた包括的な影響評価を行う。例えばダムプロジェクトでは、ダム建設による上流側への影響(例えばマラリアによる健康影響)や上流部斜面の安定性やその荒廃がもつプロジェクトへの影響(場合によっては植林を先に実施することを検討する)、越境環境問題(チュニジア~ナイジェリア間の事例あり)なども EIA の対象としている。

(EIA と EA という言葉を使い分けているのか、という質問に対して)、CIDA では EIA という言葉を通常用いているが、EIA と EA はほとんど同義語として使っている。

CIDA は国際協力における基本政策として持続可能な開発を掲げており、この持続性を脅かす原因となっている貧困を減らしていくこと(reducing poverty)が最重要課題であると考えている。その下で、1)ベーシック・ヒューマン・ニーズ(BHN)、2)女性の参加と性的平等、3)インフラ供給、4)人権・民主主義・よき統治(good governance)、5)民間セクター、および 6)環境、の 6 つの優先課題を定めている。従って貧困緩和のために環境的な便益を最大にすることを目指して環境案件を実施すると共に、開発事業における EIA では、負の影響を回避するだけでなく、正の環境影響(positive impact)を計画に含めるよう検討している。

(EIA の実施段階および期間に関する質問に対して) EIA はプロジェクトのプレ・フィージビリティスタディ段階で実施している。大きなプロジェクトではプロジェクトの準備に 2 年あま

りを費やすこともあり、計画段階から EIA が含まれる。数千ドルから数万ドル程度のプロジェクトでは、1 日程度の場合もある。

(そのような初期段階からの環境配慮を、実際のプロジェクトの実施段階に対してどのようにフィードバックしていくのか、という質問に対して) プロジェクトの計画段階から実施、運用、終了(decommissioning)に至るまでのプロジェクトサイクルの中に、EIA を実際にどのように組み込んでいくかは、プロジェクトマネジャー(PM)の責任である。PM は環境ばかりではなく、先に挙げた 6 つの優先課題についても考慮しなければならない。海外援助プロジェクトは CIDA が実施するのではなく (CIDA は銀行のように資金の出口を管理している)、カナダの実施機関(Canadian Executing Agency)が開発途上国の C/P と協調して (パートナーシップで) 実施している。従って、PM もこれらの機関の職員が担当しており、CIDA は EIA をどのようにプロジェクトに組み込んでいけばよいのかを説明する立場にある。

2. **GQ2—ガイドライン**: ガイドラインについては、インターネットの HP からほとんどのものがダウンロード可能である。必要なものがあれば、宮脇氏経由で入手できるよう依頼した。EIA 全般について、ロンドンの IIED(International Institute of Environment and Development) の HP が世界の環境アセスメントガイドライン情報(Directory of Environmental Assessment Guidelines)を広範かつ網羅的に収集しており、有用である。
3. **GQ3—EIA のレベル**: 従来、CIDA の活動 (通常のプロジェクト形成によるものと政策上実施されるものがある) のうち、CEAA で EIA の実施が義務づけられているのはプロジェクト活動のみである。地域レベルあるいはセクターレベルでの EIA は実施されていなかった。しかし昨年 11 月、CIDA のすべての活動に対して EIA を実施するようにとの閣議命令 (Cabinet Directive) が出され、国別環境戦略(Country Policy Development Framework)の策定における戦略的環境アセスメント(SEA)も含め、あらゆるレベルの活動が EIA の対象となった。CIDA ではクロール氏の部署がこのような作業に助言を行っている。

(社会的合意をどのように、またどの程度まで要求するのか、との質問に対して)CIDA は、「結果に基づく管理(Result Based Management)」に従ってプロジェクトを実施している。Result Based Management では、CIDA のスタッフ、実施主体、対象となるコミュニティ、コンサルタント (CIDA および実施国) など、関係者の合意に基づき、プロジェクトの結果を示すための指標(indicators)をプロジェクトの設計段階で定める。例えば、パキスタンにおけるジェンダープロジェクトでは、女性がマイクロファイナンスを受けやすくなったか、就学率が向上したか、水へのアクセスが改善されたか、などが指標として定められた。合意のレベルは、政府対政府の二国間プログラムか、あるいはカナダの NGO 対ローカル NGO のパートナーシップレベルでのプロジェクトか、といったプロジェクト形態によって異なる。指標の定め方はケースバイケースで、統一的なガイドラインやツールはないが、専門家がプロジェクトマネジャーに対して助言を行っている。より高いレベル (概念的なレベル) に対しては、組織制度分析(Institutional Analysis)により組織能力評価が行われている。パートナーシップ・ブランチ (Canadian Partnership Branch) の事業においては、このような手続きを踏んだ合意や C/P の能力証明が事業実施の条件として必要となることがある。

4. **GQ4—EIA の実施体制**：現在、環境アセスメント・遵守室には、クロール氏を含めて 4 名の環境専門家がいる。環境専門家は生物学、地理学、地質学など、理学系のバックグラウンドを持っている（クロール氏は地質学）。環境担当の副総裁（Vice President）もおかれており、同室は総裁直轄下の部署（direct line to President）となっている。昨年就任した CIDA の総裁（President）は世銀や環境庁のトップを歴任している。EA に関しては専門的なバックグラウンドを持っており、今後 CIDA における EA は強化されるであろう。
- 先にも説明したとおり、CIDA は直接のプロジェクト実施機関ではなく、技術協力の資金援助を行う立場である。従って EIA 実施の責任は、実施機関のプロジェクトマネージャーが負う。CIDA ではこれらの PM を対象として、プロジェクトサイクルに EIA を組み込んでいく方法について、1 日講習を実施している。同講習は、個別分野の EIA に関わる詳細な技術的事項に関する説明ではなく、EIA の重要性や便益などの基本コンセプトに力点を置いた内容である。これまでに 300 名ほどが受講している。
5. **GQ5—要求事項**：コンサルタントの選定は、同種のプロジェクト経験や経歴書に基づいて行っており、特定の資格要件はないが、場合により専門資格を持った技師が求められることもある。CIDA 自身については、閣議決定(Directive)により独自の環境管理システムを構築している。外部の認証（ISO など）を取得する予定はない。
6. **GQ6—EIA フロー図**：参照図を受領
- ◆ ポスター 1: カナダ環境影響評価法の概要
(An Outline of the Canadian Environmental Assessment Act)
 - ◆ ポスター 2: カナダ国内及び属領における CEAA に基づく環境評価手続き
(Environmental Assessment Process Under CEAA for Project inside Canada or on federal Lands)
 - ◆ ポスター 3: CEAA が適用されるが、カナダの環境影響評価規則が適用されない（カナダ国外）プロジェクトにおける環境評価手続き
(Environmental Assessment Process Under CEAA and the Projects Outside of Canada Environmental Assessment Regulations)
 - ◆ ポスター 3A: カナダ国外で実施されるプロジェクトの環境影響過程の評価
(Assessment of the Environmental Effects Process of Projects to be carried Outside of Canada)
 - ◆ ポスター 4: CIDA と CEAA に基づく公的記録簿要求事項
(CIDA & the Public Registries Required by the Canadian Environmental Assessment Act)
7. **GQ7—EIA のツールについて**：インターネット HP 参照
8. **GQ8—代替案について**：政策レベルからプロジェクトレベルのいずれのレベルであっても、EIA はジェンダー、統治策（ガバナンス）、BHN などについての解析を行った代替案を含まなければならない。例えば水力発電プロジェクトで、水力発電所の建設および需要コントロールを組み合わせた形で代替案の検討を行った事例がある。
9. **GQ9/10—緩和策とモニタリング**：プロジェクトのモニタリングは、協力期間の後もプロジェクトライフの続く限り継続する。CIDA では実施主体に対して定期的な報告書を要求している。報告書の内容や頻度は、「Result Based Management」の中で具体的に定める。モニタリングの

結果は内容に応じて、政策レベルや国別環境計画、あるいはプロジェクト自身へフィードバックされる。これらのフィードバックは定められた手続きに従って行われている。

10. **GQ11－活動の評価**：内部監査および外部監査を実施している。CIDA に対する外部監査としては、環境庁の環境の持続性に関する委員会（Commission on Environmental Sustainability）による環境監査および会計検査官室（Auditor General's Office）による財務監査がある。外部監査報告書は一般に公開される。

開発調査を実施したが案件を実施しない判断を下した例として、ポーランドの鉱業案件の事例があるが、これは鉱山の運営方法の変更に伴うもので、環境が原因で案件を中止した例はない。重大な環境影響を及ぼすと思われるものはそもそも採択されない。

11. **GQ12－社会的合意**：社会的側面については、先住民、ジェンダー、BHN など、それぞれの分野について専門性を持ったコンサルタントを雇って実施している。例えば先住民の参加については、CEAA にも規定されており、地域住民やコミュニティ代表者とのミーティングやワークショップを通して、直接的あるいは間接的な影響を2～3週間程度かけて調査している。
12. **GQ13－EIA 能力向上**：インフラ関係のプロジェクトから、組織支援、能力向上支援へ重点をシフトしている。ただし、気候変動、災害対策、戦災復興などの観点からインフラ案件を実施することはある。
13. **GQ14－基準値**：CEAA は EIA の手続きを定めたもので具体的な基準については特定していないが、基本的には現地の事情に合わせ（Best Practices in Developing Countries）、安全性の観点からカナダの連邦政府または各州の基準を用いている。また、カナダで実施していないことは外国では実施しない。

以上の共通質問票に添っての質疑に引き続き、個別質問票に関連して以下のような説明を受けた。

環境関連調査の品質保証については、専門のコンサルタントを雇って公式の手続きとしてモニタリング評価を行っている。

（なぜカナダでは環境政策が先進的に進められているのか、海外援助に関連しては国内法である CEAA が海外にまで適用されているのか、という質問に対して）カナダの文化や生活は深く自然と天然資源に依存している。特に水はカナダ人にとって特別の意味（life itself）を持っている。EIA のガイドラインは 1972 年にオンタリオ州で策定以来、他の連邦諸州へも適用され、国内での様々な対立の調整の歴史を持つ。CEAA の海外適用は、納税者に対する説明義務であり、環境に対して負の影響を持つ活動に対して税金を使わせない、という国民の意思である。従ってカナダから資金がでるプロジェクトについては、カナダ政府(CIDA)が EIA を実施している。

カナダ国際開発庁 (CIDA) / 鉱業セクター

機関名:	The Canadian International Agency (CIDA) -Mining		
日時:	2000年1月20日(木) 14時~16時		
場所:	200 Promenade du Portage, Hull, Quebec, Canada K1A 0G4		
部署:	Bolivia, Ecuador, Peru (BEP), Americas Branch		
面談者:	Jean-Claude Lauzier, Mining Engineer		
調査団:	山田良春	作業監理/公害対策	JICA 本部鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
オブザーバー:			
	宮脇撰		JICA-CIDA Exchange Officer

調査内容

午後は鉱山関係の専門家であるルジュール氏に面談し、鉱業セクターにおける EIA あるいは環境配慮を中心に質疑を行った。

冒頭、山田団員が JICA の活動資料を手渡したところ、バンクーバーに日本の金属鉱業事業団の事務所があり、JICA の活動についても情報を得ているとのことであった。

CIDA には以前は 3 名の鉱山専門家がいたが、現在はルジュール氏のみである。CIDA の技術的対応可能性を確保するため、カナダ・エネルギー鉱業技術センター(The Canada Center of Energy and Minerals Technology, CANMET)などの協力を得て事業を実施することが多い。事業の実施に当たっては、先方政府の主体性が重要であるため先方政府の対応状況を考慮した上で、事業を開始することとしている。

引き続き、CIDA における**鉱山関連事業**の紹介があった(2. 参考資料「CIDA MINERALS AND METALS SECTOR PROJECTS」参照)。CIDA では狭義の鉱山技術のみならず、組織の能力向上(institutional capacity building)、鉱山保安、環境問題、あるいはコミュニティへの影響に関連したもので、事業の内容は広範なものとなっている。そのため、実施に際しては対話を通じ、共同作業によって解決策を見いだすことが重要となっている。この場合、先方政府による持続性のある鉱山行政の実施も重要な点の一つである。例えば、ペルーでは、違反者に対して罰金を科すという一般的な規制ではなく(罰金を払うだけでは問題の根本的な解決にならないため)、より持続性の高い施策が必要とされており、民間部門に対する健康、安全および環境行政の効率化を計る事業を実施した(別紙リスト 1-4)。南米のアルゼンチン、チリ、ペルー、およびボリビアにおけるアンデス諸国プロジェクト(Multinational Andean Project)では、これら 4 カ国の開発に不利な条件にある遠隔国境地帯に対して資源およびインフラ開発関連の投資を促進するために、「水平的統合」(horizontal integration)として、地球科学情報の収集、解析処理や各種の手続きの標準化を図っている(別紙リスト 1-2)。また南アフリカでは、持続性の高い、平等な繁栄をもたらすような鉱山開発政策の実現のため、アフリカ系住民を主たる対象として、鉱山開発関連の能力向上プロジェクトを実施した(別紙リスト 2-2)。コロンビアにおける鉱業、炭化水素、環境プロジェクト(Mining, Hydrocarbon and Environment Project)は、エネルギー、鉱物、鉱山セクターに対する政策立案や規制・管理の改善を目指したもので、炭化水素や環境に関連した情報を関係省庁間で共有するという活動内容を含んでおり、気候変動対策にも関連している。

JICA が実施した「ボリヴィア国ポトシ県鉱山セクター環境汚染評価調査」の結果に基づき、同国政府からカナダに対して技術協力が要請されている。しかし CIDA としては、1)ボリヴィア政府が同調査の結果に基づいて何らかの対策を講じなければ、つまり政府としてのコミットメントが示されないのであれば、協力に対しては消極的である。また 2)カナダ 1 国だけでボリヴィアに対して協力するのではなく、他のドナーと協調して協力したい。については JICA においてもその対応について検討をお願いしたい、との依頼を受けた。また、本件は世界遺産との関係もあり、CIDA としては積極的に対応したいという追加説明があった。

続いて共通質問票の Q14 および Q15 に添って、CIDA の方針や事例について説明を受けた。

1. **Q14-環境基準について：**

(相手国に該当基準がない場合、あるいは現実にまったく機能していない法基準がある場合、EIA で目標値をどのように設定するのか、という質問に対して) まず、カナダの基準を参照する。カナダの基準は予防に力点を置き、科学的事実に基づいて設定されている。もちろん、相手国の環境条件やバックグラウンド値がカナダのものとは異なり、カナダの基準をそのまま適用するのは妥当でない場合がある。そのような場合、まず専門家グループを派遣し、現地の環境バックグラウンド調査を実施する。そして、ガイアナにおける河川水質基準の例では、WHO のガイドラインを参考にしながら、カナダ諸州の中でバックグラウンド条件に近い州の環境基準を適用した。このようなことが可能なのは、カナダという国の次のような理由からである。

カナダでは東海岸と西海岸、あるいは南北と大きく自然条件が異なっており、国内基準は州 (province) ごとに設定されている。カナダのいずれかの州の自然条件が相手国と類似しておりその基準が適用可能であるならば、これらに基づいて目標基準を設定する。一方カナダの国内基準が参照できない場合は、新たに基準を設定する。目標基準設定のためにリスクアセスメントを行う場合、開発行為が環境に対してどのような影響を与えるのか、どの程度の人が影響を受けるのか、を調査した上で、何が問題となり、どのような基準が適切で実行可能なのか、について問題を絞り込んで検討する。ザンビアの例では、水質汚濁の低減のために排水量の減少を図ると共に、水質汚濁防止に対する意識強化を目的とした研修を実施した。いずれにせよ、機械的にカナダあるいは国際機関の定めた値、あるいは相手国の基準を当てはめることはしない。

(CIDA は柔軟な対応を強調しているが、何らかのガイドラインやツールはあるのか、という問いに対して) 特定のツールはないが、判断の客観性を持たせるために、様々な援助機関や国際機関、あるいは被援助国における経験の集積と共有化を進め、合意点を見出そうとしている。例えば、廃鉱山サイトの管理や浄化に対して、いかにリスクマネジメントを進めていくかについて、昨年 11 月末に UNEP、USAID、被援助国など 90 あまりの諸機関から多様な専門分野 (multi-disciplinary departments) の人を集めワークショップを開催している。UNEP の Fritz 氏が窓口となっており、是非 JICA も参加してほしい。

「Result Based Management」は、持続的な鉱物・鉱山開発においても行われている。プロジェクト評価をおこなうためには 2 段階のステップがある。まず、ベースライン・スタディを実施して、それに基づき (評価) 指標を設定する。その指標を利用して、プロジェクト終了時

にレビューする。指標を決めるに当たっては、実施主体、学識経験者、NGO、労働者組合、住民など、複数の関係者(multi stakeholders)の参加が重要である。CIDA が定めた指標に対して関係者の合意が得られていない場合、持続的とはならないからである。CIDA ではプロジェクトごとに活動によって達成された結果(results)を、年 1 回 9 月から 10 月に、プログラムオフィサーに報告する義務がある。ここでもし結果に進歩が見られなければ、その活動は停止される場合もある。現時予算は減少傾向にあり、よりいっそう結果が求められている。相手国にとってもプロジェクトを継続するためには結果を出すことが必要である。

2. **GQ15—越境汚染問題**：国境を接する地域での鉱山開発プロジェクトでは、複数の国を対象としてプロジェクトを形成した事例がある。また、複数の国の参加を得て鉱石資源と生産物のライフサイクル分析とその影響 (impacts) に関するワークショップを開催し、国と国との資源を巡る紛争の解決を図るシステム (System of Conflict Resolution) を検討したこともある。

(最後に午前、午後を通してこれまでのインタビューでマルチステークホルダー分析、ライフサイクル分析、など様々な調査ツールやガイドラインが紹介されてきたが、どのようにして実際のプロジェクトの各段階で、適切なツールが確実に適用されるようにしているのか、という質問に対して) CIDA ではロードマップとしてイントラネット上に、プロジェクトの各段階で何が行なわれていなければならないのか、各プログラムオフィサーがその一連の手続きを一覧できるようなシステムを構築している。またルジェール氏のような専門家が、数多くあるガイドライン (国内のもの、連邦 10 州のものなど) の中から、特定問題を解決するためにはどのガイドラインを使用すべきかについて助言している。

インタビュー終了後、宮脇氏のオフィスにて CIDA のロードマップを見せていただいた。手続きに添ってガイドラインやツールがリストアップされており、それぞれより詳細な手法へのリンクが張られている。

米国国際開発庁 (USAID)

機関名：	U.S. Agency for International Development (USAID)		
日時：	2000年1月24日(月)10時15分～12時00分		
場所：	1300 Pennsylvania Ave., NW, Washington, D.C. 20523		
部署：	Office of Environment and Natural Resources		
面談者：	James S. Hester, Agency Environmental Coordinator (Assistant Administrator)		
調査団：	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春	作業監理	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代	開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課
	大木久光	環境配慮	三井金属資源開発株式会社
	谷島誠	社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル

調査内容

まず、山田団員が調査団を代表して、JICA の組織と環境配慮等に関する案内資料を手渡すと共に、調査の目的について簡単に説明した。

次にヘスター氏から、USAID の環境アセスメント政策の歴史と概要について説明がなされた。USAID にとって、環境配慮活動に対する最大の教訓は 1970 年代中期の法訴訟にある。1970 年に国家環境政策法 (National Environmental Policy Act (NEPA)) が制定され、第一義的にはアメリカ国内の諸活動に対して、環境配慮の要求事項 (EIA を実施し、環境影響評価書 (EIS) を提出すること) が法的に規定された。ところがこれに伴い、米国の一般市民が USAID の活動についても環境配慮上の問題を指摘して、USAID に対する法訴訟を起こした。この時期、毎月何百人もの弁護士が法廷対策にあたった。USAID はこの苦い教訓から、困難な法的質疑を避けるために、1970 年代に同庁の環境手順 (Agency Environmental Procedures) を策定し、連邦規則コード 22 の第 216 則 (22CFR216) 注とした。

注：これは、環境手順、種の保護、環境アセスメントと評価書、公聴会、環境調査やその記録などに関する規定を含んだものである。現在のものは 1980 年 10 月に改訂されたもので、NEPA の国外適用規定 (Executive Order No. 12114, 1979.1.) や環境品質に関する大統領諮問委員会による NEPA の修正条項を反映している。また、CFR とは Code of Federal Regulation のことで、一般に連邦規則 (Federal Regulation) は大統領令であり、法律 (Law) は議会の定めたものである。Law は議会の承認がなければ大統領に拒否権はなく、目的や法の趣旨、要求事項 (purpose, intention, result) そのものは修正することができない。

USAID の援助の現場での環境配慮は、地域支部の環境担当官 (Bureau Environment Officer) が監理している。地域支部はアフリカ、東欧地域、アジア、中南米およびカリブ諸国に分かれている。支部付き環境担当官は環境分野で高度の専門教育を受け、経験の豊富な人たちである。彼らには、実際の EIA 調査と EIA に関する法規則の知識だけでなく、それらを技術的、社会的、政治的、経済的な側面と統合する力が要求される。この開発と環境の両側面をバランスよく見る人は少ないので、彼らの教育訓練にも力を入れている (話者のヘスター氏は、本部にあって支部付き環境担当官の活動を更に高い立場から監督する行政官である)。本部はワシントンにあるが、大半の環境担当官は任国で活動しており、環境上問題のあるプロジェクトについてはストップする (No と

言える) 権限がある。実際にそれで差し止めとなるプロジェクトもある。

USAID の活動は、8つの側面で規模の縮小が行なわれた結果、かつて 18000 人いた職員は、現在 2000 人となっている。その内、50 人が環境担当官で、政府の任命した職員 (political appointee) が 100 人いる。年々 USAID の環境配慮体制は強化されている。米国の事情で、大統領が変わると行政府の職員や方針が見直されるということもあり、USAID の職員にとり、自分たちの候補者を大統領に推したり、新しい大統領から自分たちの方策に承認を得るのも重要な仕事と考えている。そのため、公害防止、公園造成・生物多様性保全、沿岸管理とエコツーリズム、気候変化 (温暖化問題) に関する環境プロジェクトなどの目的は、直接環境を改善するだけでなく、環境プロジェクトが持っている価値を人々に説明し理解させることにある。例えば、エルニーニョによりどれだけの経済的損失を受けるか明らかにしていくことにより、環境問題への配慮の重要性が人々にも理解されると考えている。

OECD 開発援助委員会 (DAC) の環境活動部会 (Environmental Working Party) の指針に従い、USAID も戦略計画 (AID Strategic Plan) を立てている。これは、貧しい国、開発途上の国、社会体制が移行中の国 (旧ソ連邦、東欧など) などの持続可能な開発を主要命題として、環境、保健衛生、公害管理、気候変化対策、生物多様性保全などの諸問題への戦略を含む。しかし、同時に米国の国家利益 (National Interest) に整合することも目指すものである。また、環境情報に関するパッケージ教材 (Environmental Information Package) も作成している。この中で、EIA は単なる科学 (science) ではなく、アート (art) だと見なしている。状況に対して、厳格な (rigid) 手続きを規定したものではなく、柔軟な (flexible) 分析と対処が要求される。事業実施国政府、地域住民、援助国など各利害関係者がすべて恩恵をこうむる状況 (Win-Win Situation) を探るものである。このような意味で、上記のようなガイドラインは人々に答えを与えるものではなく、人々が考え始める契機を与えることを目的としている。

USAID は現在、小規模な活動の援助に力を入れており、小規模農民、小規模社会に対する小規模 NGO の援助活動などを支援している。例えば、アフリカにおける小規模活動のための環境ガイドライン (Environmental Guideline for Small-scale Activities in Africa) を作成した。

引き続き、共通質問票に添って質疑応答をおこなった。

1. GQI-EIA の定義:

(EIA と EA の言葉の使い方について) 「EIA」は、プロジェクト初期の計画・設計段階における環境影響評価、という一般的な意味で使っている。「EA」は NEPA (National Environmental Protection Act) や CFR (Code of Federal Regulations) の中で用いられている法律用語である。国内での手続きでは、Initial EIA (scoping) → Environmental Impact Statement (EIS) となっているが、USAID では、Initial Environmental Examination (IEE) → Environmental Impact Statement (EIS) と呼んでいる。

二次的、三次的な間接的影響については、計画段階の EIA で完全に予測することはできない。これらの影響を評価し対応するために、プロジェクト期間中は常にモニタリングを実施している。EIA は生きた文書 (living document) であり、プロジェクト・マネジャーの責任において、

柔軟性をもって作られていくものである。

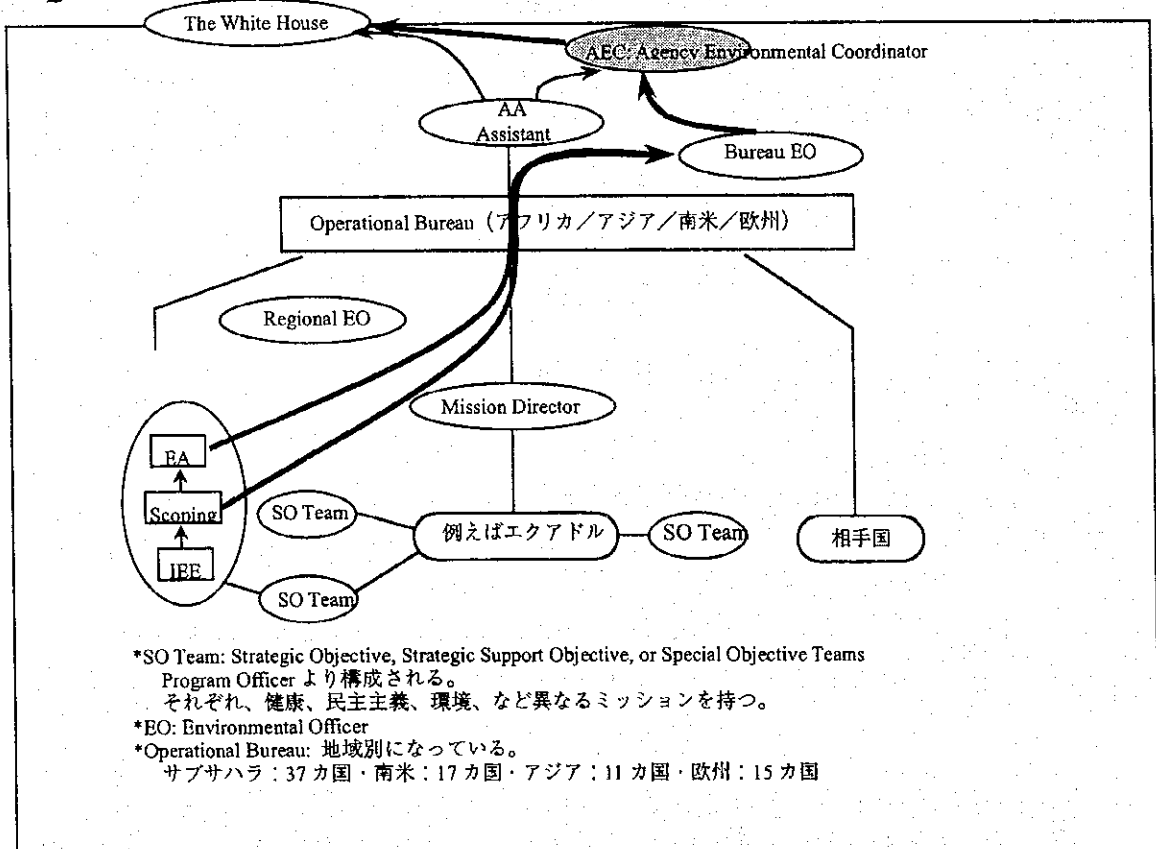
正の環境影響(positive environmental impact)については、NEPA に規定されている。USAID では環境プロジェクトに対して、正の影響を評価している。

2. **GQ2-ガイドライン**：NEPA が海外の開発プロジェクトに適用される場合、国内での適用より自由度が広い。国内の場合は規則やガイドラインによって厳格に適用されるが、海外の場合、相手国ごとに状況が大きく異なっており、柔軟に対応している。USAID では海外適用に関しての実務的なガイドラインやマニュアルは作成していない。

3. **GQ3-EIA のレベル**：NEPA では 1)政策、2)プログラム、3)プロジェクトの 3 レベルが対象となっているが、1)の政策レベルは、より高次の広範な問題であり政府の範疇である。USAID では、プログラムレベルとプロジェクトレベルで EIA を行っている。プログラムレベルとしては、各地域支部の環境担当官(Environmental Officer)が必要に応じて国別の環境戦略を策定する。

プロジェクトレベルの EIA では、代替案の検討を行わなければならない。代替案については、(USAID 以外の組織も含めて) 誰でも提示できる。開発途上国の状況は一様ではなく、USAID より各地の NGO や大学、研究機関の方が情報を多く持っている場合も多い。EIA の最終的な責任はプロジェクトオフィサーが持っており、その中で柔軟に行っている。

4. **GQ4・6-EIA の実施・評価体制**：以下のフロー図に添って説明を受けた。



ヘスター氏は、国際協力庁環境コーディネーター (Agency Environmental Coordinator, AEC) の

地位にあり、スコーピングや EA の段階で問題があった場合、プロジェクトを停止することができる。

地域局の環境担当官(Bureau Environmental Officer)が1年間にレビューする EIA の数は、地域によって異なるが、例えばサブサハラで 37 カ国、1 カ国あたり 3~5 件程度として概ね 100 件程度である。

参考：ADS 204 Environmental Procedure(22CFR 261 の USAID への適用を具体的に規定したもの)より各組織の責務の抜粋

204.3 Responsibility

*1 Operational Bureaus (業務局)：管轄業務課(Operating Unit)を監督、支援し、CFR 216 に従って行われる環境レビュー(environmental review)が、意思決定プロセスに完全に組み込まれることを確実にする。

*2 Operating Units(業務課)：UNAID の環境手続が効果的に実施されるよう、各チームに適切な人員と財源を配分する。

*3 Strategic Objective, Strategic Support Objective, or Special Objective Teams (SO Teams)：SO チームは、22 CFR 216 に従って環境手続を実施する。

*4 Mission Environmental Officer and Regional Environmental Officer (MEO and REO)：SO チームに対して、CFR に適合するための最善の方法、緩和策実施に関するモニタリング方法、あるいは必要に応じた追加的な環境専門家の支援を受ける方法、等について助言(advise)する。

*5 Bureau Environmental Officer (BEO)：局のすべての管轄業務課における環境手続の監督

*6 Agency Environmental Officer (AEO)：USAID 全体の監督。実施のモニタリング、紛争の調停、BEO の選定助言、大統領環境諮問委員会(Council on Environmental Quality：NEPA で規定されている)とのリエゾン。

5. **GQ11-EIA の評価**：EIA の評価は以下の 3 レベルで行われている。

- 1) 全世界レベル(World Wide Level)：議会、大統領府における総合的な評価。EIA もその一部に含まれる。
- 2) Office of Inspector General による監査(audit)：毎年各地域支部(operational Bureau)の報告に基づき、定期的な内部監査を行っている。内部警察(internal police)のようなもので、役に立っていると思う。
- 3) 現地ミッションレベル：SO チームが内部監査し、毎年報告書を提出する。

6. **GQ12-社会合意**：

(社会調査(social analysis)や意見聴取(public hearing)をどのように実施しているのか、という質問に対して)ケースごとに異なっている。初期環境調査(Initial Environmental Examination, IEE)段階でも、環境影響評価書(EIS)段階でも必要に応じて実施する。例えば、スコーピングや設計段階での緩和策の策定が適切か、などについて意見聴取や合意形成が行われている。

(USAID は公聴会を開催する場合、どのような立場をとるのか、という質問に対して)これも場合によって異なる。直接運営する場合もあるし、NGO や相手国政府、地域の行政組織、農業組合のような共同組織、あるいは大学など、様々な組織が運営するのを支援する場合もある。いずれにせよ、USAID の目的は相手国側の能力向上である。

限られた時間でのインタビューであったため、さらに確認したい点が出た場合は、後日 E メールで問い合わせさせていただくこととした。

米国環境保護庁 (USEPA)

機関名 :	U.S. Environmental Protection Agency (USEPA)		
日時 :	2000年1月24日(月) 14時~16時15分		
場所 :	401 M Street, SW, Washington, DC, USA		
部署 :	Office of Federal Activities, Office of Enforcement and Compliance Assurance		
面談者 :	Ms. Cheryl Wasserman, Associate Director for policy Analysis Mr. Joseph C. Montgomery		
調査団 :	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春	作業監理	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代	開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課
	大木久光	環境配慮	三井金属資源開発株式会社
	谷島誠	社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル

調査内容

会議の冒頭、ワッサマン氏より、USEPA はこれまで JICA と直接コンタクトをとる機会がなかったため、このような機会を持ってとてもうれしく思っていると、歓迎を受けた。双方の簡単な自己紹介のち、山田団員より JICA の概要と環境配慮等に関する資料を手渡した。

ワッサマン氏は USEPA に 27 年間勤務しており、15 年ほど前より現在の施行・遵守保証室(Office of Enforcement and Compliance Assurance)にいる。ここ数年は能力向上プログラムを担当している他、各国の政府機関や国際機関、銀行や NGO の環境専門家のパートナーシップである「環境的適合と施行に関する国際ネットワーク(International Network for Environmental Compliance and Enforcement, INECE)」や ISO14000s の監査関連業務に携わっている。一方モントゴメリー氏は 28 年間 USEPA に勤務しており、現在は連邦活動室(Office of Federal Activities)で環境影響評価を担当している。まず、モントゴメリー氏より国家環境保護法 (NEPA) の概要と、海外開発援助との関係 (どのような視点からこれを海外開発援助へ応用できるか) についての説明があった。

NEPA の中心は、開発行為の環境への影響の分析(analysis)と市民への公開(public disclosure)である。環境に対する影響をどのようにして人々に考えさせるか、経済と社会と環境のバランスをいかに図っていくかを考えるプロセスといえる。NEPA の制定の背景は、政府の活動(直接の実施主体として、あるいは許認可権者として)に対して、環境に配慮していないことを理由に多くの市民訴訟が起こされ、開発が中断されたことにある。セクター別では、連邦所有地である森林開発に係わるものがもっとも多く(ちなみに米国国土の 1/3 は、連邦所有地とのことである)これらの森林開発における EIA 手法は海外開発援助でも参考になる。

NEPA 手続きにおける市民参加(public involvement)として、EIS は一般に公表され、少なくとも 45 日間パブリックコメントを受け付けなければならない。ここで寄せられたコメントに対しては、政府が責任を持って回答しなければならない。

米国では海外における米国政府の活動に対しても米国の裁判所に提訴できることから、70年代に USAID も環境配慮に関連して多くの市民訴訟を受けた。これを契機に NEPA が海外援助活動へも適用されることとなった。USAID の EA 手続きは NEPA に基づいてはいるが、国内における手続きとは異なっている。USAID では相手国の EIA 実施を促進する(encourage)ことが目的である。また開発銀行の融資についても環境配慮が問題となっており、EPA もメンバーとなってこれらのレビューを実施している。

引き続き、ワッサマン氏より *NEPA の概要*について、EIA の能力向上プログラムで用いられているテキストを参照しながら説明を受けた。

(収集資料 "Principles of Environmental Impact Assessment"、6-2 ページ参照)

EIA は高価なプロセスである。NEPA では不要なコストを避けるため、まず3カテゴリーに対象活動を分類する。カテゴリー1はカテゴリーとして適用除外のもの、カテゴリー2は潜在的に重大な影響のあるもの、カテゴリー3は明らかに重大な影響のあるもの(発電所、ダム等)、である。カテゴリー2については、まず初期影響評価(Initial EIA)を実施し、影響があると予測された場合は EIS が要求される。EIA の全プロセスを通して最も重要なことは、意思決定プロセスへの市民参加である。米国では誰でも訴訟を起こすことが可能であり、開発主体、関連分野の科学者や技術専門家、市民団体、あるいは一般市民の意見を聞き、話し合うことは、意思決定プロセスでのバランスを図るために不可欠である。

最近、米国では IEIA が重視されてきている。これは費用のかかる EIS を実施するより、IEIA の段階で代替案や緩和策を検討し、EIS が要求されるような重大な影響がないような開発計画を立案した方がよいと考えられるようになってきたためである。また、他国の EIA は開発会社側が実施するため、代替案に対しては興味が持たれにくい(代替案に添って全く違った形でプロジェクトが実施された場合、会社にとって利益がなくなってしまう)。しかし米国では政府機関が EIA の実施主体となっており(政府機関が開発実施主体の場合のみでなく許認可権者の場合も、政府機関が EIA を実施する)、持続性のある開発のための代替案に対して積極的である。

USEPA は他の政府機関が実施した EIA プロセスに対する独立監視機能(independent review function)を持っている。しかし海外活動に対しては USEPA は独立監視機能を持たない。EIA プロセスでは独立した監視機能が重要であり、USEPA では能力向上プログラムとして「環境影響評価レビューの基礎(Principles of Environmental Impact Assessment Review)」というタイトルのコースを実施して、さまざまな監視者のための支援を行っている。

代替案に関しては、何のためのプロジェクトなのかよく見極めること、投資の価値を考えること、持続性のある代替案とすること、などが重要である。緩和策としては、望ましい順に、回避(avoidance)、最小化(minimization)、修復(restoration)、減少(reduction)、代償(compensation)が挙げられる。モニタリングやフォローアップは非常に重要で、これらがなければ EIA の意味はない。例えば灌漑プロジェクトでは様々な小さな影響があるが、これらを監視・管理することができれば影響を最小化することができよう。

最後に能力向上プログラムの紹介を受けた(2. 参考資料「Capacity Building in Environmental Impact Assessment」参照)。USEPA では EIA に関連して2つのコースプログラムを持っている。

1) 環境影響評価の基礎 (Principles of Environmental Impact Assessment)

2) 環境影響評価レビューの基礎 (Principles of Environmental Impact Assessment Review)

これらのプログラムはトレーナーを育成する(train trainer)ためのもので、このコースの受講生が講師となって相手国での能力向上プログラムを継続していくことを目指している。「環境影響評価レビューの基礎」ではテキストの他、CD-ROMによる対話形式のEIAケーススタディ（鉱山開発、高速道路、港湾、環境的に脆弱な地域における生態系保全）が用意されている（テキスト及びCD-ROMを受領した）。これらのEIAコースの講師には、豊富な実務経験を持った専門家が当たっている。

EPAは現在これらのコースについて予算を持っておらず、世銀やUSAIDといったパートナーを捜して、講師を派遣する形で協力している。

EIAに関連したガイドラインとして、以下3冊を受領した。

- ◆ 環境的公正—国家環境保護法下における指針(Council on Environmental Quality, 1997, Environmental Justice, Guidance Under the National Environmental Policy Act)
- ◆ NEPA文書のEPAレビューにおける累積的影響の配慮(USEPA, 1999, Consideration Of Cumulative Impacts In EPA Review Of NEPA Documents)
- ◆ 累積的影響配慮—国家環境保護法下における(Council on Environmental Quality -Under the National Environmental Policy Act, 1997, Considering Cumulative Effects)

(プライベートセクターに対してはどんな支援を行っているのか、という質問に対して) 以前は民間に対しては規則の執行や技術的側面に重点をおいていたが、現在は環境的側面での能力向上に重点を移している（しかしEIAに特化した支援プログラムは特にない）。コンサルタントに対しても、特別な訓練コース等は提供していない。

世界銀行 (WB) / アフリカ地域局

機関名:	The World Bank (WB)		
日時:	2000年1月26日(水) 10時~13時		
場所:	1818 H Street, NW, Washington, DC 20433, USA		
部署:	Environmental Group Africa Region		
面談者:	Mr. Jean-Roger Mercier, Principle Environmental Specialist Ms. Charlotte S. Bingham, Sector Manager		
調査団:	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春 作業監理		JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛 環境評価1		アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子 環境評価2		日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代 開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課	
	大木久光 環境配慮	三井金属資源開発株式会社	
	谷島誠 社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル	

調査内容

前日からの大雪のため今日も公共機関は休みにもかかわらず、面談者の方々のご好意と JICA 米国事務所のご尽力で、予定通り調査を行うことができた。世銀では 1 日かけてアフリカおよびアジアの各地域担当局の環境専門家、ならびに環境部の専門家からお話を伺った。

まず 10 時より、アフリカ地域局環境グループの主任環境専門員であるメルシエ氏から、世界銀行における環境配慮の概要およびアフリカでの取り組みについて説明を受け、質疑を行った。昨年 12 月に USAID から WB に移られ、アフリカ地域局の局長をなさっているビンガム氏(女性)も同席された。

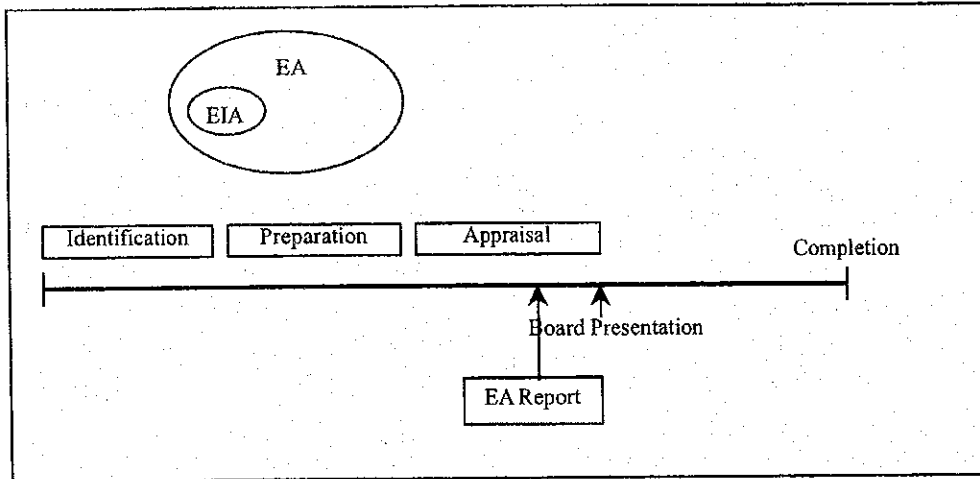
質疑に先だって、山田団員から JICA の組織と活動内容及び環境配慮等に関する概要を紹介し資料を手渡すと共に、調査の目的について説明した。引き続きメルシエ氏を中心に、あらかじめ送付した質問票および個別質問票に沿って質疑を進めた。世銀は地域制をとっており、メルシエ氏はアフリカ地域局に属しているが、世銀全体の方針(policy)を作る部門ではないのであまり詳しい話はできないかも知れないとのことであったが、適宜フローチャートを書かれながら非常にわかりやすい回答を得た。なおアフリカ開発銀行(African Development Bank)からも、EIA ガイドラインや環境・社会配慮に関して JICA 調査団と同様の質問状が来ている、とのことであった。

1. GQI-定義/SQ4-EIA と EA の違い:

(世銀では EIA ではなく EA(Environmental Assessment)という言葉を用いているが、この理由は。またどのように違うのか、という質問に対して) この質問はよく聞かれる。世銀では EA という言葉を全プロジェクトサイクルにわたる、EIA より広いツールという意味で用いている。従来の EIA はプロジェクトサイクルのごく限られたフェーズ(very small phase)であり、理事会承認審査(Board Presentation)の前に提出される EA レポートがこれに該当する。EA は成果物(products)というより手続(Process)である。

2. GQ3-EA のレベル:

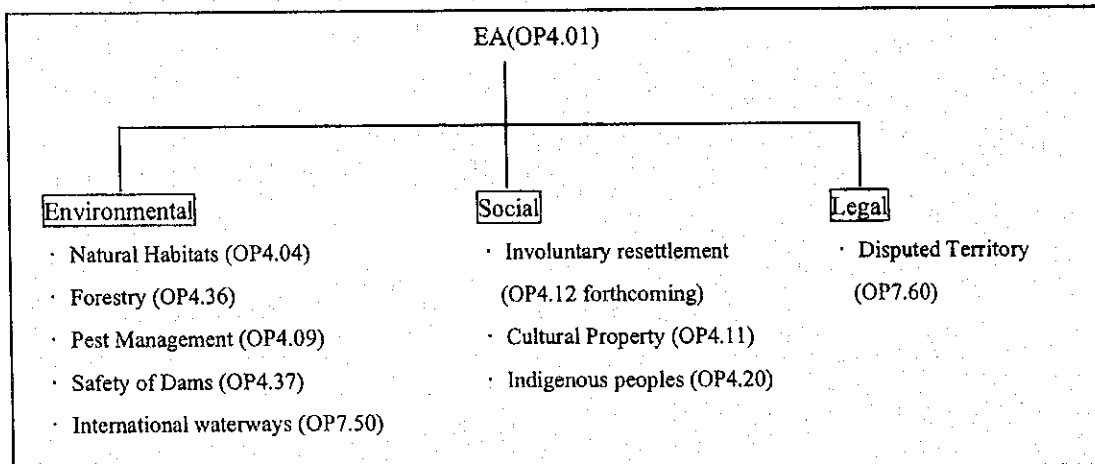
EA には特定のプロジェクトを対象としたものと、戦略的な(strategic)ものの両者が含まれる。戦略的 EA にはさまざまなものがあり、例えばセクター別、構造調整(structural adjustment)、信用貸(credit)、貿易合意(trade agreement)などのさまざまなプログラムに対して EA が実施されている。



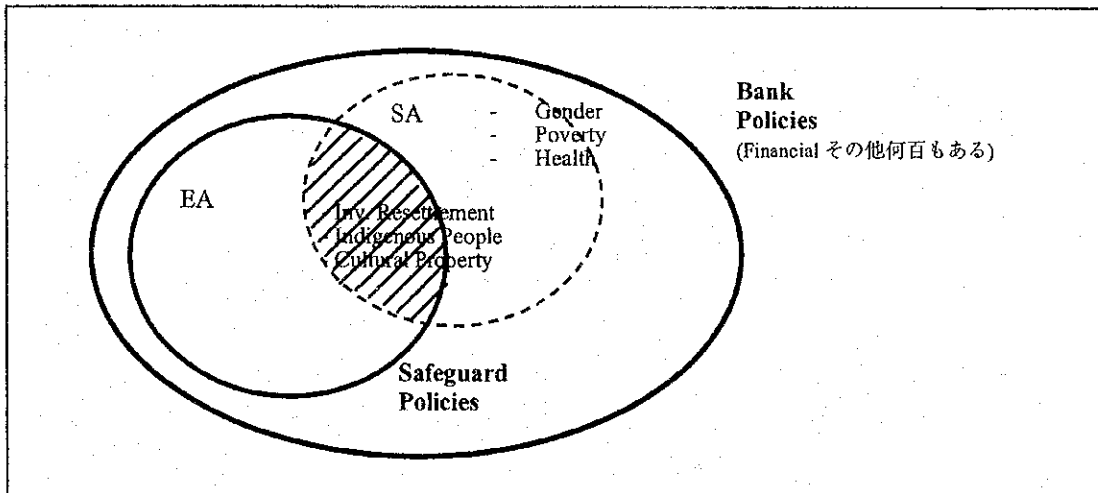
3. SQ3-OP/BP/GP4.01 について:

EA の具体的な手続きについては、1999年2月に改訂された OP/BP/GP4.01 に規定されている。EA の概念は、ESA(Environmental and Social Assessment)へ拡大されつつあり、OP/BP/GP4.01 については、現実を反映して一部変えるべきだと思っている。この変化に関しては出版物が出ているので、興味があれば参照して欲しい。また移転に関する方針 (Resettlement Policy) に関しては、2年以上前から改訂作業が進められている。

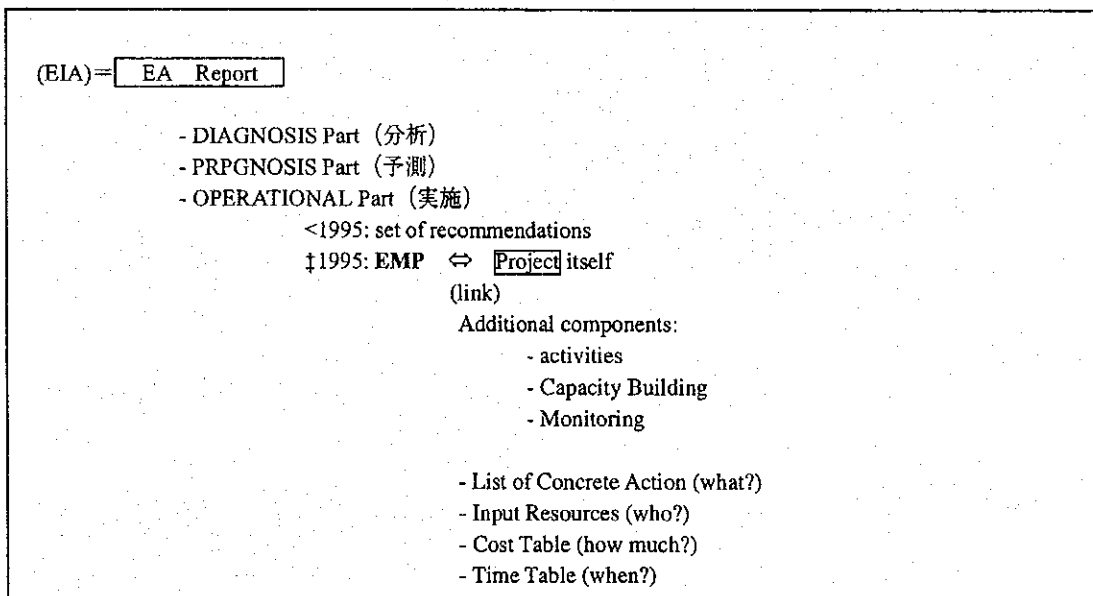
世銀の環境配慮の基本的な方針は「保護方針(Safeguard Policies)」としてまとめられている。



「Safeguard Policies」は上図のように 10 の銀行方針(bank policies)よりなるが、EA は一つの方針であると同時に、全体を傘のように覆うものである(umbrella)。社会環境としては「非自発的移住」、「文化的財産」および「先住民」が EA に含まれている。



4. *SQA - EMP (Environmental Management Plan, 環境管理計画) と EA :*



先にも説明したとおり、従来の意味での EIA は EA レポートに相当する。EA レポートは、1) プロジェクト概要 (Diagnosis Part)、2) 予測される影響 (Prognosis Part)、および 3) 実施計画 (Operational Part) の 3 部より構成される。この第 3 パートは、1995 年より前は一連の勧告(set of recommendations)であったが、1995 年以降プロジェクト自身とリンクした環境管理計画(EMP)が求められ、EMP はプロジェクトの構成要素となった。EA は代替案によってプロジェクトを(よりよいものへと)変えるためのプロセスであり、行動計画、能力向上、モニタリングなどの要素が EMP として追加された。EMP には、具体的な行動計画リスト(何を?)、入力資源(誰が?)、コスト表(いくらで?)、予定表(いつ?)、が明確に示されなければならない。EMP が EA に組み込まれたことで、EA の実施に際しては環境や社会影響評価の専門家のみでなく、管理(マネジメント)の専門家が必要とされている。

(以上メルシエ氏による説明に関連して、ビンガム氏よりのコメント)

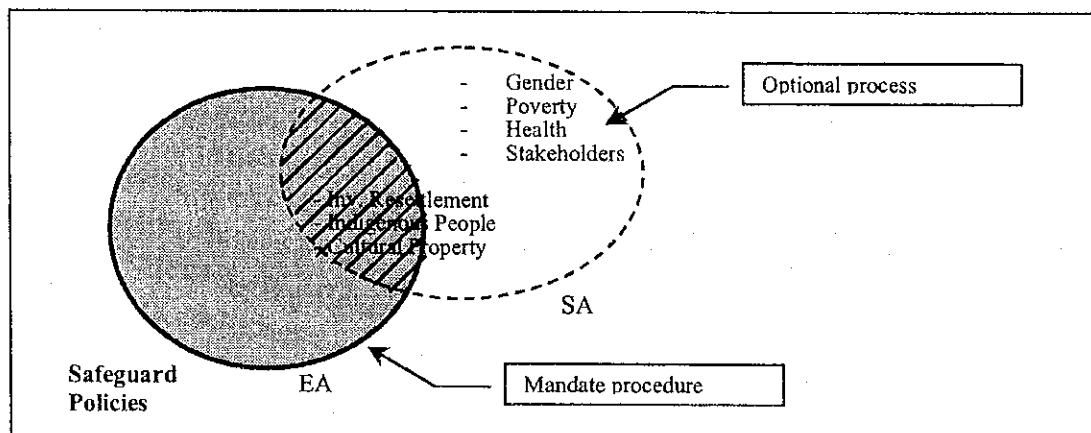
EMP は、モニタリングや緩和策などに関する数多くの勧告(recommendation)を一つにまとめあげるものである。

世銀のような開発融資における EA と、先進国一例えば米国国内の EA (あるいは EIA) の違いは、緩和策と代替案の位置付けにあると思う。米国の EA は代替案に力点を置いているが、世銀では緩和策が重要となる。世銀の開発融資では、「プロジェクトを実施しないケース(no action alternative)」は現実的でない場合が多い。例えば道路建設プロジェクトの場合、米国国内であれば道路の代わりに鉄道、あるいは自家用車の代わりにバスその他の公共輸送手段、といった様々な代替案が考えられるが、開発融資の場合、その選択の幅は小さい。代替案を考えるより、影響を最小限にするための緩和策の検討に重点がおかれる。

5. **QOI** 一定義：(positive impact はどのように見ているのか、という質問に対して)

この問題は環境配慮組織とも関連している。

(再度、SQ3 で描いた図を参照して)



プロジェクトの社会影響のうち、「非自発的移住」、「先住民」及び「文化的財産」は「Safeguard Policy」として規定されており、これらに対する配慮は義務(mandate procedure)であるが、それ以外の、例えばジェンダー、貧困、利害関係者、などの社会影響は「Safeguard Policies」には含まれておらず、任意手続き(Optional Process)となる。環境影響(EA)配慮と社会影響(SA)配慮の担当をどのようにおこなうかは、世銀内でも IFC と IBRD、あるいは IBRD でも地域局ごとに異なっている。アフリカ局では EA と SA は別々の部署が担当しているが、社会配慮担当者は、よりよい結果が得られるよう、任意手続きとなっている部分を義務的な EA 手続きにできる限り組み込もうとしている。実際、プロジェクトで SA と EA を区別することは難しくなっており、米国 NEPA でも EA には社会配慮を含まなければいけない、と義務づけている。また、IDB は SA と EA を統一化している。

6. GQ2-ガイドライン：

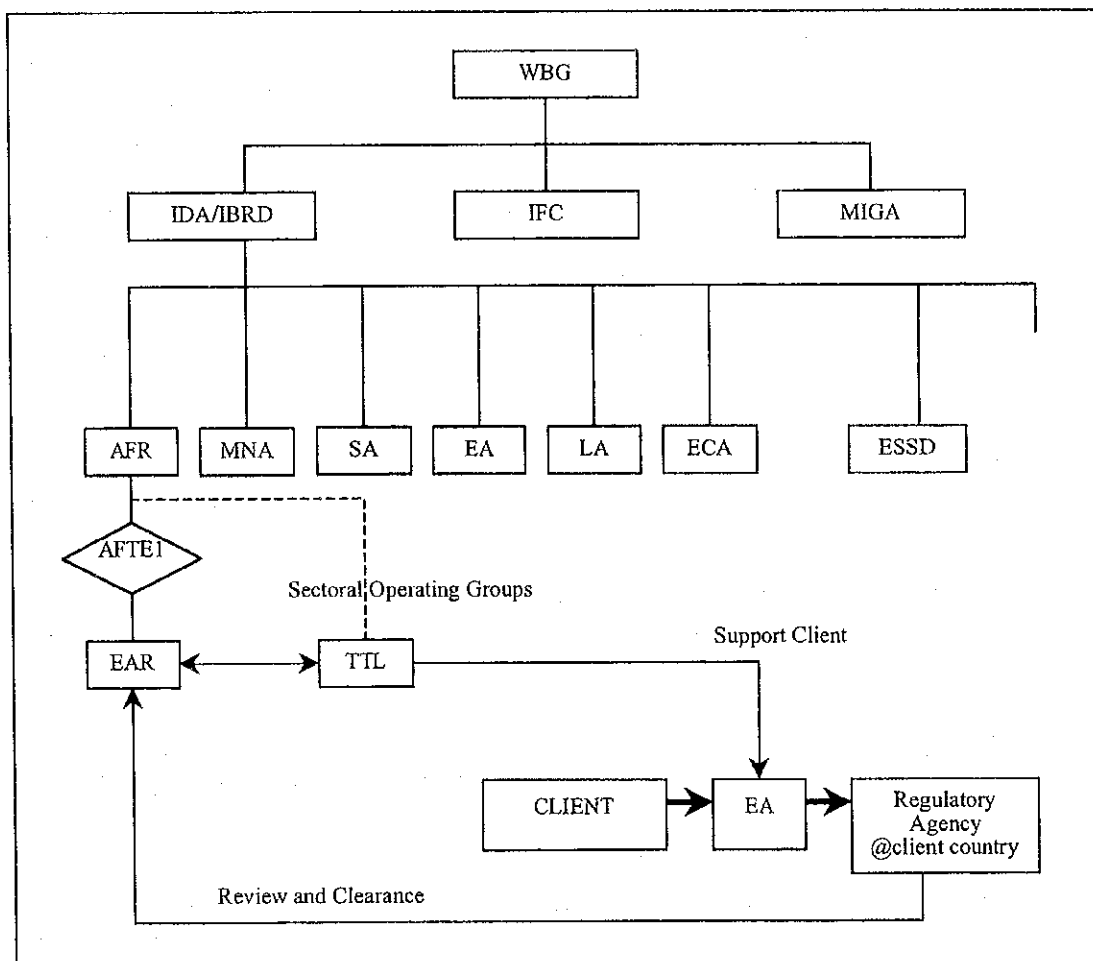
「Environmental Source Book」は1991年版以降は、更新されるたびにその部分の差し替えが出されている（インターネットからダウンロード可能）。従来の世銀の環境配慮は物理的な影響に重点をおいていたが、今後は社会面が加わる。現在更新を重ねてきた部分を見直しており、2000年末までには新版として出版する予定である。なおメルシエ氏は、同ソースブックの仏語版を監修している。

その他のガイドラインとしては、セクター別ガイドライン、地域別ハンドブック、および「Pollution Prevention and Abatement Handbook」がある。

7. GQ3-EAのレベル：(第2項にも関連事項)

EA手続きは、プロジェクトレベルのみが義務(mandate)となっており、プログラムレベル、あるいは政策レベルについては任意(optional)である。

8. GQ4-EA実施体制・フロー：



世界銀行グループのうち、開発援助を担当している IDA/IBRD は、6つの地域局より構成されている。各地域局ごとに実施体制は若干異なっている。以下の説明はアフリカ局における実施体制である。

EA 策定、実施国の EA 管轄機関への提出、および EA 手続きの履行義務はクライアント(借入

者)側にある。タスクチームリーダーは、これを支援する立場にある。またメルシエ氏の属している EAR(Environmental Grope Africa Region) は必要に応じて TTL に助言すると共に、策定された EA 及び EA 手続きを世銀としてレビューし、許可(clearance)する。その後、手続きは事前審査、交渉、理事会承認、実施/監理へと進む。

Phase	TTL Task Team Leader	EAR* ¹ Environmental Group Africa Region
Identification	Environmental (+social) Data Sheet - Project Description - Impact - Categorization* ²	→screening + agreement for categorization 95% agree (←5% disagree) ↓ signature ←Category C ← Category A Category B →Review ←Clearance No EA Req'd Help client to prepare EA (client が作ったもの) EA Project Document

Appraisal		

Negotiation		

Board Presentation		

Supervision		

注：

- *1) メルシエ氏はこの EAR に属している。現在 6 名のスタッフがいる。バックラウンドは、社会科学、政治学、森林・水資源管理などで、科学的なバックグラウンドが中心である。
- *2) アフリカ局では概ね、カテゴリー A が 5%、B が 35%、C が 60%程度である。年間 60 から 80 件程度のプロジェクトがあり、ふつう 1 プロジェクトは 2 年程度かかるので、EAR のスタッフは 1 人あたり平均してカテゴリー A を 2 件/年、カテゴリー B を 15 件/年程度レビューすることになる。

組織内部の環境配慮能力向上については、WBI(World Bank Institute)が担当している。原則としてはカテゴリー A 及び B のタスクチームリーダーは 2 日間の講習を受けることとなっているが、現実には TTL は非常に忙しく時間的に難しい。Web サイトから各自受講できるようにしつつある。IFC では、すべてのスタッフが講習を受けることと規定されている。

9. **GQ10/11**—モニタリングと評価：率直に言って、モニタリングや評価に関しては、十分に重要視されているとはいえない。適合性(compliance)のチェックは不十分だと思う。
10. **GQ12**—社会的合意形成：(社会的合意の要求程度についての質問に対して) きわめて重要な問題である。EA 手続きは参加の先駆者である。1996 年に「参加に関する方針(Participation Policy)」を策定している。これは EA に限らず社会参加全般に関する世銀の方針を述べたもの

である。EA における住民参加については、社会専門家(social specialist)が担当しており、次第にプロジェクトの許可における重要ポイントの 1 つとなりつつある。例えば、チャドのオイルパイプラインプロジェクトでは、何千通もの意見書が寄せられ、対応に多くのコストを費やしている。相手国の住民ばかりでなく、国際的な環境 NGO の活動が活発で、アフリカでの世銀の活動にとって NGO との関係は重要な問題である。相手国における公聴会のあり方については、今後の課題である。日本や米国なら図書館やインターネットを通じて情報にアクセスできようが、途上国では情報へのアクセス方法が非常に難しい。

移住と先住民以外については、標準的な手続きは策定されていない。

住民参加はリスクマネジメントの一つだと思う。「Safeguard Policy」の中に、今後リスクを最小化するためのリスクマネジメントも含まれるてくるのではないだろうか。

11. **GQ14－環境基準（社調 SQ3）**：（環境配慮に関する基準や規制が不十分な国に対する融資について）
規制の適合性について評価を行っている。よい EA を行うことで、このようなリスクを低減することができるであろう。
12. **GQ13－相手国の CB**：アフリカ・サブサハラで EA に関連した能力向上プログラムを行っている。是非 JICA にも参加してほしい。
13. **GQ15－再生可能エネルギー**：銀行としての戦略はエネルギー部担当しており、環境部は係わっていない。必要であれば、コンタクト先を連絡する。EIA に関連しては、再生可能エネルギーに関してアフリカで EIA を実施できるコンサルタントに関する情報を集めている。コンサルタントの資格要件については、特に規定はなく経験を重視している。
14. **GQ16－その他**：ISO9000s/14000s に関しては、製品の輸入国側が ISO を要求している場合もあり、民営化プロジェクトで取得を奨励していることもある。環境監査(Environmental Audit) については義務ではないが、EMP に含まれている。
15. **SQ5－その他**：（なぜダム案件が減っているのか、という質問に対して）「セーフガードポリシー」がプロジェクトのポートフォリオを変化させている。マクロ経済的、あるいは社会的な影響からも、ダム案件は問題が多いと皆が感じているのではないか。確かにアフリカでも、ダム案件はほとんどない。

世界銀行 (WB) / 東アジア太平洋地域局

機関名:	The World Bank (WB)		
日時:	2000年1月26日(水) 13時~15時15分		
場所:	(MCビル) 1818 H street, NW Washington, DC 20433 USA		
部署:	Environment and Social Development Sector Unit East Asia and Pacific Region		
面談者:	関荘一郎、Environmental Engineer		
調査団:	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春	作業監理	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代	開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課
	大木久光	環境配慮	三井金属資源開発株式会社
	谷島誠	社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル

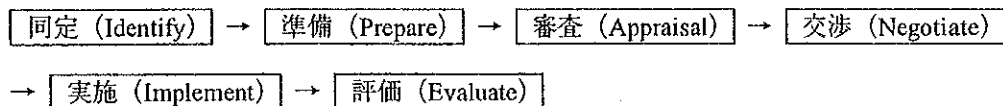
調査内容

環境庁から、世銀に出向されている関氏から話しを伺った。

昨年度(1999年5月まで)、世銀(IBRD)の全融資の内、10%が中国向けであり、3分の1が東アジア向けであった。関氏は中国の河川開発、道路開発のプロジェクトなどに環境専門家として携わっている。

組織: 世銀では、各タスクマネージャー(TM:プロジェクトマネージャー PMともいう)に一定予算が割り当てられ、TMはその予算を使って、一つのプロジェクトを計画し、調査チームを編成して調査し、融資プロジェクトに繋げるのが仕事である。調査団の人的費や出張費なども、タスクマネージャーの裁量で、この予算からすべて配分される。調査チームの招集はTMが行い、団員は環境、社会配慮、財政、調達、予算執行計画(disbursement)などの各担当から構成される。環境担当と社会配慮担当団員は必ず含まなければならない。TMは与えられた予算額から、どれだけの成果(融資プロジェクトの額)を上げたかによりその活動を評価されている。従って、できるだけ調査を効率的に切り詰めようとする傾向がある。一方、環境団員は適切なアセスメントを確保するために、時には調査量を増やすような主張もする必要があり、このような点でTMと緊張関係の中で調査している。しかし、世銀の場合、公務員と違い給与制ではなく、環境団員と言えど、プロジェクトに参加することで初めて収入を得ている。そのため、あまりに困難な要求を環境面からいつも突き付けているとTMたちから嫌われ仕事が来なくなると言うこともあるらしい。このような力関係の中で仕事をしているということが、業務の現実としてあるという。勿論、TMも環境アセスメントをないがしろにして、審査段階で環境上の問題が露見したり、実施後環境上のトラブルが出ると、大きくマイナス評価を受けることになる。

調査のフローに沿ってみると、



の順で、プロジェクトサイクルが進行する。

同定段階で、確定調査 (Identification Mission) が 5～6 人の調査団で出される。環境アセスメント (EA) は、ここでスクリーニングとスコーピングを実施し、住民に意見を問う。A、B、C プロジェクト^{注1)}の区別もこの段階で行われる。A と B の区別は実際には、明確に峻別されているわけではなく、担当者の判断に依存する部分がある。この調査の結果、PCD (Project Concept Document) が作成され、準備段階 (FS 調査と計画設計) に入る。

注1)：カテゴリー A は重大な環境影響が見込まれ、代替案の検討と環境管理計画が必要となる。カテゴリー B は軽度の環境影響が見込まれ、影響緩和策や設計基準、環境監査などが検討される。カテゴリー C は環境影響は見込まれず、EA を必要としない。89 年 10 月から 95 年 5 月までの統計では、EA 分類における カテゴリー A 案件が 10% (104 件)、B 案件が 41% (418 件)、C 案件が 49% (498 件) だった。

準備段階の EA では、A、B カテゴリーのプロジェクトに対して、まず、TOR が作成され、それに基づき環境アセスメントが実施される。EA レポートのドラフトは 3～4 回修正検討される。この段階の最後に審査前調査 (Pre-Appraisal Mission) が出され、その成果として PAD (Project Appraisal Document) が審査の準備書として作成される。この中に、環境と社会影響に関する評価も含まれる。

審査段階の EA は、環境面、社会影響面から本部のチェックを受ける。ここで組織上問題となるのは、環境評価レビューに関してタスクチームの環境団員と本部レビューの団員が同一部署から出ており、事実上同一人物が調査を実施し、それをレビューする事になる点である^{注2)}。一方、社会影響評価のレビューはタスクチームの団員と、本部のレビュー団員が別部署に属しており問題は無い。審査の最終段階で、審査ミッション (Appraisal Mission) が出て、審査を完了させる。現地調査はこのミッションで終わりである。

注2)：このような事になったのは、かつて環境評価のレビューを現地事情を知らない本部の専門家が行ったために、実態にそぐわない審査となったことの反省に立ち、レビューする人間も現地調査に入るようにしたことの功罪であるという。

交渉段階では、融資条件の交渉があり、これを受けてタスクチームによる役員会 (Board) での発表と役員会の融資承認 (Loan Approval) が行われる。ただし、各プロジェクトは NGO や米国環境保護庁 (EPA) にチェックされており、問題があれば、この段階で外部から答申があるという。特に、環境や社会影響に関する側面は社会の厳しいチェックを受けていると言う^{注3)}。

注3)：この段階で、差し止められた例として、中国青海省の大規模住民移転を伴うダム・プロジェクトがあった。これはチベットのドライラマの出身地にあたり、その地の住民の大規模移転を伴ったため、民族浄化の疑いが持たれるなど問題が紛糾したためらしい。

実施段階の EA としては、環境の質と影響緩和策に対するモニタリングがあり、ここで満足の行く評価を得られなかった項目 (unsatisfactory item) は議事録(Aid Memoir)に残され、それが2つ以上あった場合は、適切な処置が取られなければそこでプロジェクトが差し止められる場合もある。

評価段階では、実施完了報告書が出てプロジェクト評価行われると共に、EA では、EA 報告書の評価、ミティゲーション・プランと組織能力の評価が実施される。

最後に、世銀の最近の動向を包括して、次のような話題提供があった。世銀では、最近の傾向として、配電事業はあるが、発電所や産業開発に対する融資を行っていない。融資事業は国別開発戦略 (Country Development Strategy) に沿っているが、リオサミット以降は環境分野が主要な事業分野となっており、環境戦略の段階から、TM と環境局とコンサルタントが協力して具体的な議論を深めて行くべき時期がきている。また、包括的開発の枠組 (Comprehensive Development Framework) でセクターに対する融資形態である構造調整融資が拡大してくると、現在のアセスメントシステムでは機能しなくなることも予想される。

機関名:	The World Bank (WB)		
日時:	2000年1月26日(水) 15時40分~17:00		
場所:	(MCビル) 1818 H street, NW Washington, DC 20433 USA		
部署:	Environmental Economics and Indicators, Environment Department		
面談者:	John A. Dixon, Program Team Leader		
調査団:	(鉦工業開発調査チーム)		
	山田良春	作業監理	JICA 鉦工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代	開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課
	大木久光	環境配慮	三井金属資源開発株式会社
	谷島誠	社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル

調査内容

環境経済学の専門家であり、世銀環境局の環境経済・指標ユニットのプログラム・リーダーであるジョン・ディクソン氏に聞いた。アフリカ地域部メルシエ氏と東アジア・太平洋部の関氏から、EA (EIA) の定義や手続論、組織制度的な質問は一通り済ませていたので、ディクソン氏には EA のツールや手法、代替案の分析、事業活動評価、社会参加や社会的合意などに関する問題について彼の立場からの意見を伺った。

ディクソン氏は「世銀のここ 10 年の環境アセスメントにおける歩みには、よくやっていると言う印象を持っている」と述べた。1990 年頃、世銀は 300~400 人の環境事務官を抱えるようになっていた。そこで、手続の標準化が必要となり、EA ガイドラインや EA ソースブックを作成した。これにより、人々は訓練され、かなり環境面の判断と対処が洗練されてきた。報告書サイズから見ると、かつて 7 巻に及んだものが重要問題 (Key Issues) に絞られ、その中で環境面の問題はプロジェクトコストの観点 (環境面で適切な配慮をせず、後で問題が発生するとプロジェクトコストが跳ね上がる) から議論された。そこでは、経済便益を最大にして、マイナスの環境影響を最少にすると言う議論が主流だった。そこから、環境面の保護方針 (Safeguard Policy) が結実し、EA がそれを実施するためのツールとなった。保護方針は現在 10 の方針があり、移転計画や絶滅危惧種、国際河川、原住民族に関するものなどがある。EA 実施の中心となるのは地域事務所の国別チームであり、本部や地域局はそこに繋がるものである。

現在、世銀の厳格な方針は、粗悪なプロジェクトを作り出さないということである。そのために、EA においては常識 (common sense) と適切な考慮 (due diligence) が求められている。EIA は提言 (recommendation) は与えるが、解答 (answer) を与えるものではない。EIA の提言を踏まえ、プロジェクトは最適の選択をしていかなければならない。この EA プロセスは創造力を必要とする。スコーピングというツールを EA で使用するが、世銀ではチェックリストを単に機械的に使用して行なうものではない。多数のプロジェクトに関する経験の蓄積により、環境影響の大きいセクター (例えば、灌漑や高速道路などの分野別) については留意事項が整理されている。これが、EA ソースブックや公害防止・緩和のハンドブック (Pollution Prevention and Abatement Handbook) など

である。環境影響が中程度の B カテゴリーのプロジェクトについては、環境管理の手順 (procedure) を確立していくこと、またそのために組織能力の強化 (capacity building) を行なっていくのが EA の主な内容となる。従って、そのスコーピングでは EA に含まれるべき計画やアセスメントのツール (ミティゲーション/管理計画、設計基準やガイドライン、環境監査、災害アセスなど) を選定していくのが役割となる。

このような EA の進め方や手法については、世銀や IDB、アジア開発銀行などの国際銀行は、年 1 度集って議論をする。その場で、EA の要求事項、カテゴリー化、手法 (methodology) など共通化が図られている。

代替計画に関しては、目的の選択、プロジェクトの選択、プロジェクト内での代替案など、各レベルがある。プロジェクトの選択のレベルでは、セクター戦略 (Sectoral Strategy) や分野別環境アセスメント (Sectoral EA) を実施している。小さな部分だけ代替案を検討するのではなく、大きな流れについても代替計画を持つ必要がある (tyranny and small decision ではなく)。

評価活動については、限られた小数の指標に絞って評価するようにしている。かつては、融資総額 (money spent) で評価していたが、その後事態改善 (improve) のために投入された物の量で図るようになり、現在は与えたインパクトの大きさを見るようになった。

調査活動については、世銀スタッフとコンサルタントの構成チームで行なっている。

最後に、スタッフルームの通路の各所に点在する、公開された参考文献や広報物の紹介を頂いて、散会した。

環境配慮の区分(世界銀行)

カテゴリー A

- ・ 環境に重大な悪影響を及ぼすおそれのあるプロジェクト
- ・ 詳細な環境影響報告書(EIA)が必要。EIA、環境管理計画などを含めた広範な EA 文書を作成。
- ・ 影響がセンシティブ (不可逆的、あるいは先住民、自然生息地、文化遺産、住民移転に関わる問題をはらむ)、多様、あるいは先例がないような場合、カテゴリー A に分類される。
- ・ セクター例：ダムおよび貯水池、林業生産、工場施設 (大規模)、灌漑(大規模)、水産・海産業(大規模)、土地の開拓・整地、鉱物開発 (油ガスを含む)、港湾、埋め立て、移住、河川流域開発、火力・水力発電、殺虫剤などの生産・輸送・使用、幹線道路、有蓋廃棄物の管理と廃棄

カテゴリー B

- ・ 環境に悪影響を及ぼすおそれはあるが、A よりは影響が限定的なプロジェクト
- ・ A より簡易、範囲の狭い EA 文書を作成。
- ・ セクター例：農産工業 (小規模)、送電、灌漑(小規模)、再生可能エネルギー、農村部の電化、観光、農村部の上水道、流域案件、保護地域と生態系保全、幹線道路の維持・再建、既存工業施設の再建 (小規模)、省エネルギー

カテゴリー C

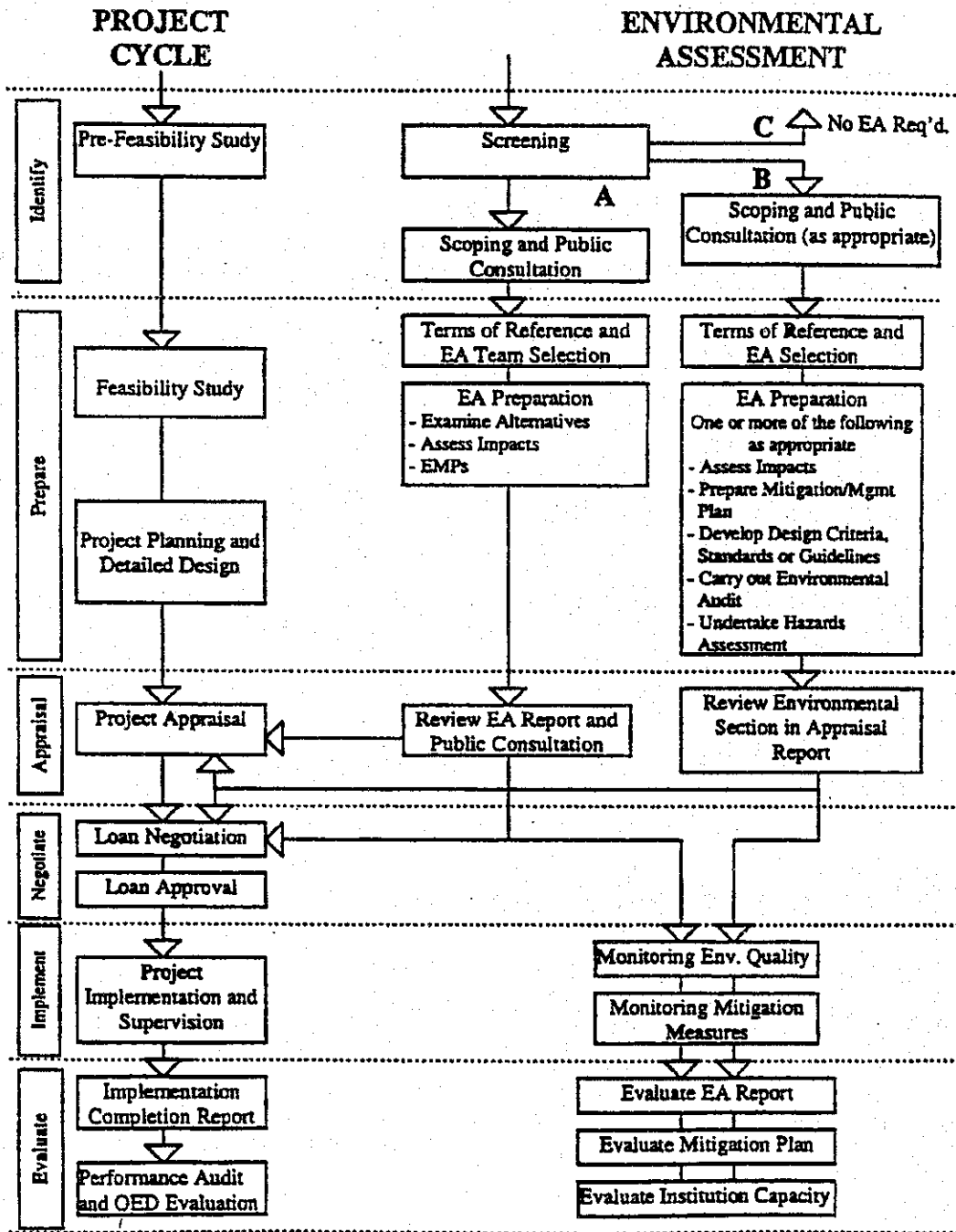
- ・ 環境への悪影響が最小限または全くないプロジェクト
- ・ スクリーニング以降の EA 作業はない。
- ・ セクター例：教育、家族計画、健康、栄養、制度開発、人材案件

カテゴリー FI (Financial Intermediary)

- ・ 環境に悪影響を及ぼす可能性のある金融仲介案件(注)

注) 案件への融資が、金融仲介者を通してサブプロジェクトに対して行われる案件。仲介者はサブプロジェクトが当該国家もしくは地方当局の環境要件を満たし、かつ世銀 OP ならびにその他関連する世銀の環境政策と一貫していることを確認しなければならない。

Environmental Assessment and the World Bank Project Cycle



米州開発銀行 (IDB)

機関名:	Inter-American Development Bank (IDB)		
日時:	2000年1月27日(木) 10時~13時		
場所:	1300 New York Avenue, N.W., Washington, D.C. 20577, USA		
部署:	Environmental Division		
面談者:	Mr. Antonio Carlos Rossin, Senior Industrial and Urban Pollution Control Specialist Mr. Carlos Lopez-Ocana, Senior Ecologist Ms. Virginia Alzina, Consultant		
調査団:	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春	作業監理	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代	開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課
	大木久光	環境配慮	三井金属資源開発株式会社
	谷島誠	社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル

調査内容

中南米を対象として開発融資を行っている米州開発銀行を訪問し、環境課(Environmental Division)のロッシン氏及びロペス・オカナ氏と面談した。質疑に先だて、山田団員から JICA の組織と活動内容及び環境配慮等に関する概要を紹介し資料を手渡すと共に、調査の目的について説明した。引き続き、先ずロッシン氏から、IDB 内部の環境配慮手続きを中心に説明を受けた。

1. GQ4/SQ2-EIA の実施体制:

IDB の組織は、中南米を3地域に分けた各地域業務部と、他戦略や政策、ガイドライン類の策定、あるいは品質管理などを行う本部支援部に大別される。各地域業務部には環境専門家が配属されている。本部支援部では、ロッシン氏およびロペス・オカナ氏が属している環境課(持続的開発部(Sustainable Development Department)の中におかれている)が EIA の支援を担当している。

地域オペレーション部

R1: ブラジル、ボリビア、チリ、ウルグアイ、パラグアイ、アルゼンチン

R2: メキシコ、中米、カリブ海諸国

R3: アンデス諸国(ペルー、コロンビア、エクアドルなど)

本部支援部

各地域業務部の環境専門家と、環境課の両者が、プロジェクトの影響の緩和に対する方針や、緩和策について検討している。これらの専門家は、負の影響については注意深くこれらを確認し、影響を最小化するよう適切な予防策と緩和策を策定する。正の影響については、これらを積極的に促進することでプロジェクトに対して付加価値が加わるよう、関係者の議論を中心に検討が行われる。

環境配慮に関する手続きについては、効率よく進めるために随時見直しを行っている。「環境

及び社会影響に関する委員会手続き(Procedures of the Committee on Environment and Social Impact)の最新版(1999年11月改訂版)を受領した。今後の課題として、種々の教育を行いたいと考えている。第一に全体の品質管理(total quality control)。これは日本で発達した考え方だと思うが、エンドオブパイプではなく、継続的改善がはかれるよう、ガイドラインの整備、行内外の教育、能力向上をめざしたい。第二点目としてはプロジェクトへの適用。たとえ計画が優れていても、実際のプロジェクトで実現できなければ意味がない。

引き続きロペス・オカナ氏より具体的な EIA 実施・評価体制についての説明を受けた。EIA の評価の中心は、環境および社会影響評価委員会(The Committee on Environment and Social Impact, CESI)である。同委員会は 1)R1、R2、R3 の各地域業務部の環境および天然資源課(Environment and Natural Resource Division)および社会課(Social Division)のチーフ、ならびに 2) 持続的開発部(Sustainable Development Department, SDS)の環境課(ロッシン氏およびロペス・オカナ氏は同課に所属)、社会課の WID 担当および先住民及びコミュニティ開発担当チーフから構成される。

すべてのプロジェクトは CESI の審査を通過しなければならない。CESI の下部組織として技術評価グループ(Technical Review Group)がおかれており、個々の業務のレビューを行っている。この TRG はこの 10 年間、1 年 47 週、欠かすことなく毎週金曜日に会議を開催してきた。TRG は各地域業務部及び SDS の環境専門家、約 7~8 名によって構成されている。面談に同席されたアルジナ氏(女性)は同会議のセクレタリーで、毎週会議のアジェンダを作り、会議終了後直ちに議事録を作成、配布する。

TRG のレビューは、プロジェクトの最も初期の段階から、終了まで全過程に対して行われている。まずプロジェクトのプログラミング/発掘段階(Programming / Identification Stage)では、国別報告書(country paper)あるいは Profile I が作成される。これらの文書に基づき TRG はプロジェクトのスクリーニングを実施し、環境・社会評価(Environmental and Social Assessment, ESA)の要求の程度や、ESA 実施のためのガイダンスを提供する。TRG のスクリーニング結果に基づいて、CESI は CESI レビュー報告書(CESI Review Statement, CRS)を作成し、この中でプロジェクトチームに対して要求事項と勧告(requirements and recommendations)を示す。プロジェクトチームは CRS に基づき、Profile II を作成する。Profile II には環境および社会影響に対するスコーピングが記載されなければならない。Profile I、II に関する詳細は、本編添付の参考資料「環境及び社会影響に関する委員会手続き」を参照のこと。

EIA 実施の責任は借入国側にある。TRG は環境及び社会配慮に係わるすべての手続きが適切になされているか、を確認する立場にある。TRG では毎週 8~10 のプロジェクトをレビューしている。ハイレベルのローン委員会は、各プロジェクトの Profile I 及び II が TRG を通過するまで、承認を出さない。従って TRG はもし ESA が不十分と判断すれば、プロジェクトを停止または変更することができる。プロジェクトの経済評価では内部収益率がいくつ以下なら(例えば 12%以下)プロジェクトを承認しないと評価するが、ESA では同じようなことを議論に基づいて行っていると言えよう。

毎週金曜日の TRG 会議の議事録は、副総裁(vice president)会議へあげられている。この議事録には、個別プロジェクトごとにプロジェクトチームは何をしなければならないのかが明記されている。すべてのプロジェクトは、少なくとも 1 回、インフラプロジェクトでは 2 回、TRG

を通過することになる。

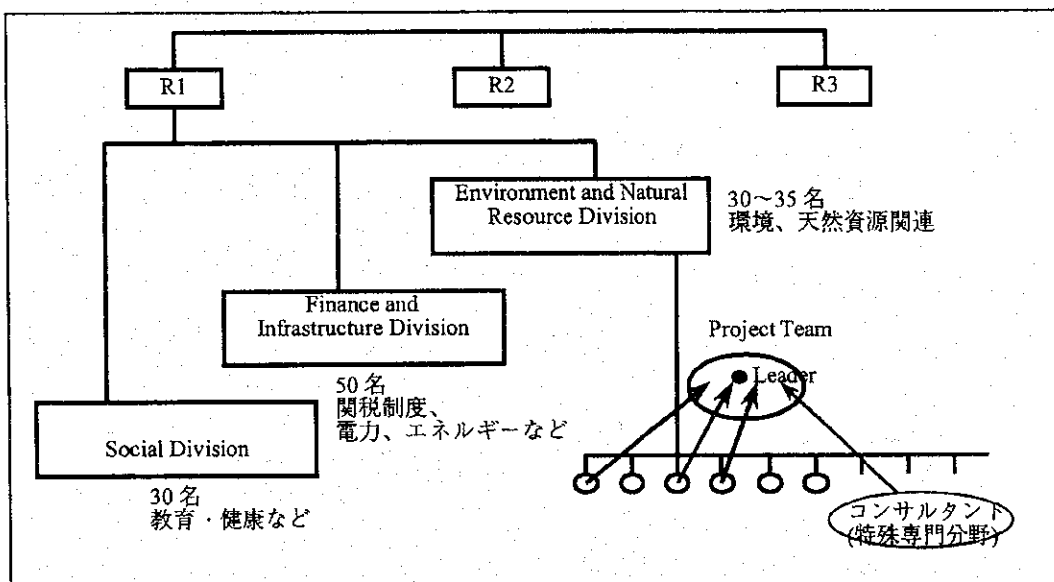
2. **SQI-負の影響と正の影響について：**

正と負の影響については、一つのプロジェクト内で両者を見るようにしている。大きなプロジェクトはいくつかの要素(component)から成り立っている。例えば道路プロジェクトで森林の損失が予測される場合、別の場所に自然公園を作ることでこれを補償する(compensate)。このようにトレードオフ的なプロジェクトを要素として組み合わせていく方が、相手国政府の理解を得やすい。環境には物理的環境、生物的環境及び人間社会環境があり、これら3者のバランスを考えている。(大規模なプロジェクトではなく小規模なプロジェクトの場合はどう考えるのか、という質問に対して) 概念 (concept) としては小規模でも同じで、少額の技術援助から大規模なインフラプロジェクトまで、TORで対応している。

3. **社調SQ-技術援助とプロジェクト融資でのEIAの違いについて：**IDBにおける技術援助は、プロジェクト自身が技術援助を目的としている場合と、融資プロジェクトの中で技術援助が必要となってなされる場合がある。技術援助あるいは少額のプロジェクトにおけるEIAの立場は、あくまでも勧告(recommendation)であり、こうなればこういう影響が考えられるので、このような対応が必要である(例えば学校を増築すれば、生徒が増え、ゴミが増える、あるいはトイレが必要となる、などを)といった内容を例示している。

4. **IDB内部の品質監理**については、ISO9000s及びISO14000sに準拠した手続きを採用している。ただし認証はとっていない。また民営化プロジェクトではISOの取得を進めている。

5. (プロジェクトマネジャーはIDBのスタッフになるのか、という質問に対して) プロジェクト・マネジャーをIDBではプロジェクト・チームリーダーと呼んでおり、IDBのスタッフが就いている。プロジェクト実施体制は下図のようになっている。



6. **GQ4-IDB 行内の研修：**1990年に環境課が作られ、当初は27ヶ国の各国担当官に対して3日

間のコースを実施した。その後コースの構成を変え、2日間の基礎コースとセクター別の専門コースを実施している。基礎コースではEIAの基礎、スクリーニング/スコーピング/影響予測/分析/重大な影響の判定などの実施方法、環境管理計画(費用、タイミングなど)の策定方法などについて講習を行う。これらの経費をローンの中に適宜含めることが、プロジェクトでは求められる。銀行のスタッフは博士課程を持っているような人が多く、退屈で実務で役に立たないようなものでは誰も受講しない。しかしこれらのコースの受講は強制的ではなく、一人あたり800ドルの受講料を払うか否かは各課のチーフの判断に委ねられている。

7. **GQ10/II**—モニタリング・評価：プロジェクトのモニタリング・評価は難しい問題である。プロジェクトの準備段階での意思決定はうまくいっていると思うが、実施段階での国レベルとなると、契約書(contract)の遵守に重点がおかれており、環境配慮という点に関して環境課としては不十分だと思っている。地域事務所からの定期報告書によるプロジェクトのモニタリングは行われているが、同報告書はあくまでも契約書に対する適合性が主眼となっている。もちろん契約条件に環境配慮も含まれるが、フィードバックは不十分である。

Profile I、II及び最終報告書に関して、サンプリング評価のための新しい規則を策定中である。最終報告書については情報公開システムによって公開されている。これらの報告書は、相手国側でも少なくともその地域の主要新聞2紙に掲載することを義務付けている。これはたとえば相手国側のEIA手続きにそのような規定がなくとも、要求される。現在は中南米のほとんどの国でEIA手続きが法的に定められているが、以前はあまり整備されておらず、IDBは融資と技術協力を通じてEIA制度の整備を促進してきた。

8. **GQ12**—社会的合意形成：住民の合意形成の程度については、学習過程(learning process)にあり、プロジェクトごとに対応している。新しい手法として、公聴会及び移住についてガイドラインを作成した。毎週1回、コミュニティ開発に関する技術グループ会議を開いている。副総裁会議に提出する文書は、住民移転について言及されていなければ受け付けられない。

9. **GQ2**—ガイドライン：

IDBでは融資対象国である中南米のニーズに合わせて、セクター別のEAガイドラインを策定してきた。現在あるものは、以下のセクターである。

◆ 輸送(Transportation)	◆ 民営化
◆ エネルギー	◆ 零細企業(micro enterprise)
◆ ダム	◆ 固形廃棄物

1994年の第8次増資以降、新たな環境戦略として以下のガイドラインを策定した。

◆ 流域管理	◆ リサイクル
◆ 沿岸管理	◆ 貧困
◆ エネルギー	◆ 森林管理(現在作成中)

10. (社調：南米の国は国ごとに格差が大きいが、どのように対処しているのか、という質問に対して)確かに所得や経済状況など社会状況の格差が大きいため、これらを考慮して進めている。

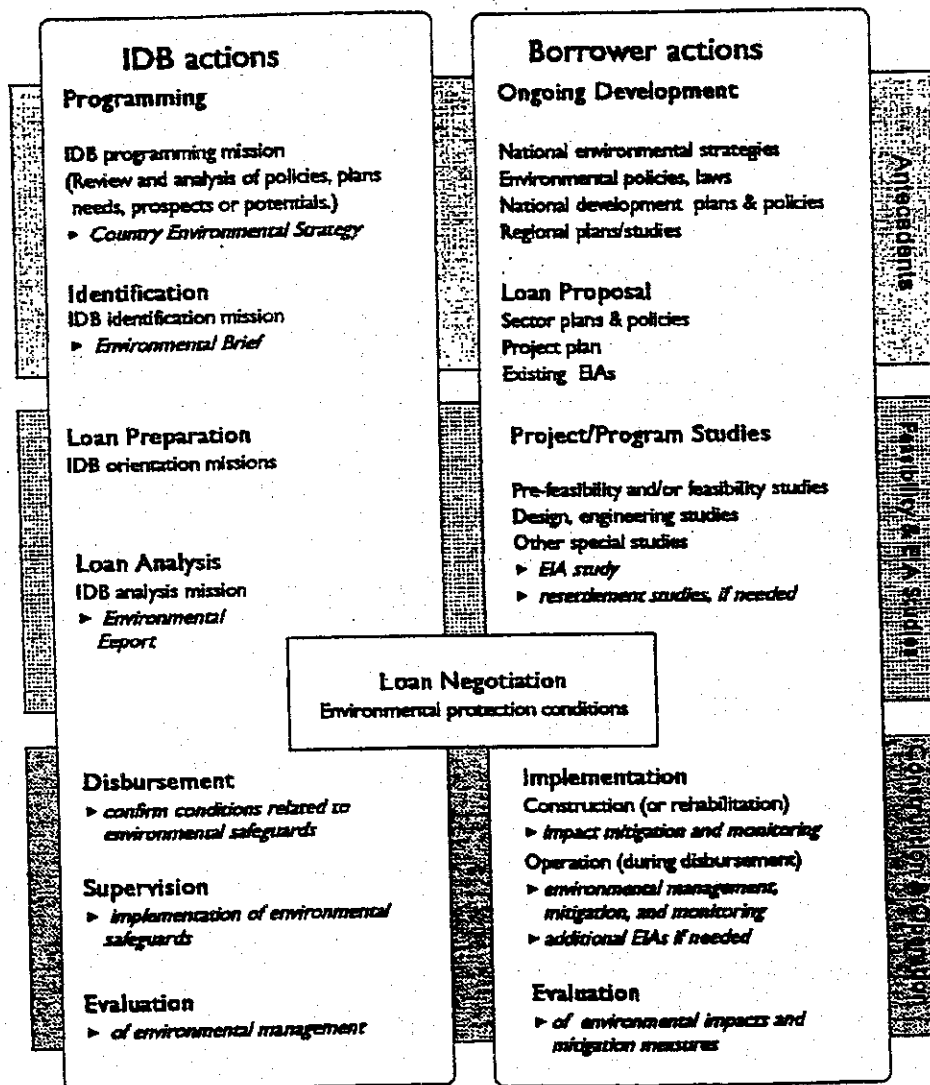
11. **GQ13**—相手国のEIA能力向上：去年、13ヶ国の研究機関や大学から受講生を迎え、3日間の

研修コースを実施した。今年も実施予定である。

IDB: Environmental Assessment During the Loan Cycle

(Environmental Assessment in the Power Sector, Guidelines for Management, September, 1996)

Fig. 4 Environmental Assessment During the Loan Cycle



世界資源研究所 (WRI)

機関名:	The World Resource Institute (WRI)		
日時:	2000年1月27日(木) 13時15分~15時		
場所:	10 G Street, NE, Washington, DC 20002 USA		
面談者:	Ms. Christine Elias, Director for International Cooperation Mr. Nels C. Johnson, Deputy Director, Biological Resources Program 蔵 由美子, Research Analyst		
調査団:	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春 作業監理		JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛 環境評価1		アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子 環境評価2		日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代 開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課	
	大木久光 環境配慮	三井金属資源開発株式会社	
	谷島誠 社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル	

調査内容

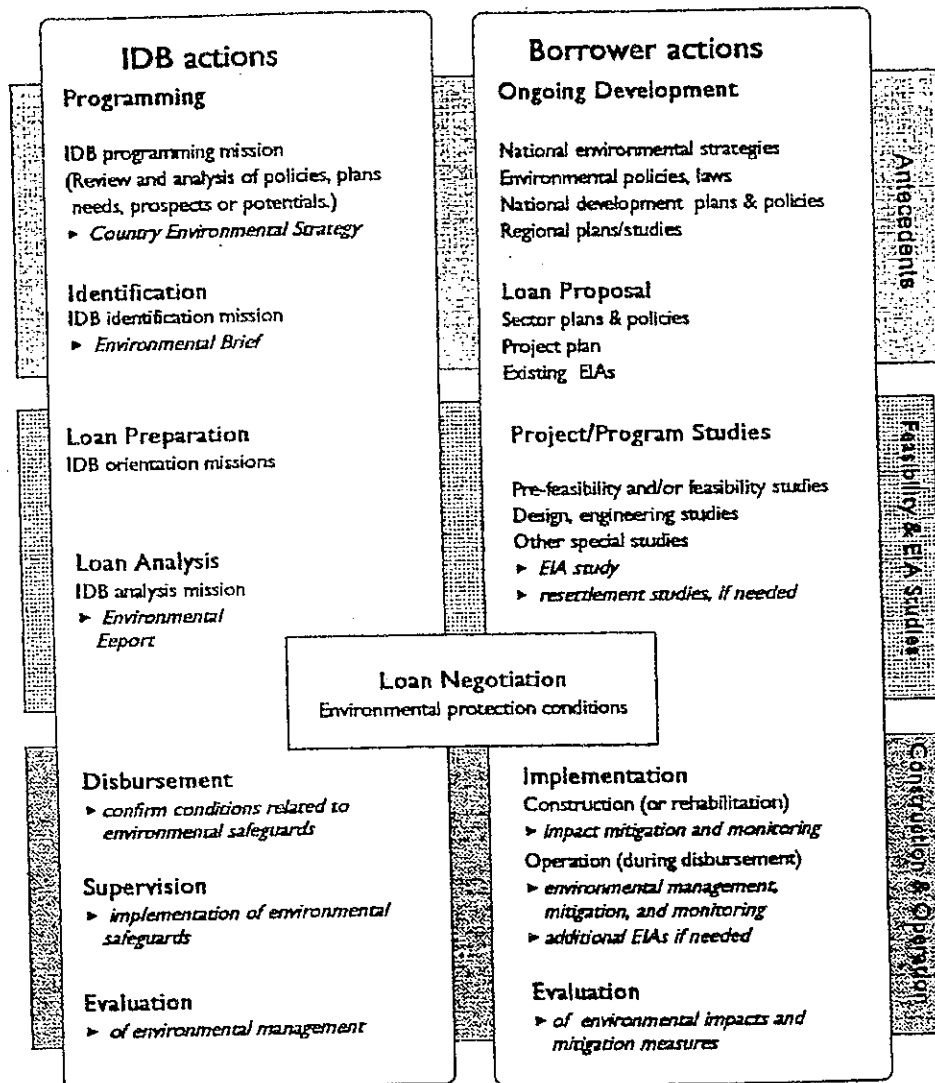
ワシントンでは、一連の政府関連機関及び開発融資銀行の他に The Nature Conservancy (TNC) と The World Resource Institute (WRI) の2カ所の非政府機関(NGO)を訪問する予定だったが、残念ながら1月25日のTNCの訪問は大雪のため中止となってしまったが、WRIは27日に予定通り訪問調査することができた。面談には国際協力担当のエリアス氏(女性)、生物資源プログラムの副責任者のジョンソン氏及び研究員の蔵氏(女性)が出席された。蔵氏はWRI本部では唯一の日本人研究員とのことである(東京事務所にはもう1名、日本人スタッフがいる)。

会議の冒頭エリアス氏より、WRIでは現在EIAに直接関連する調査研究は行っていないが、JICA調査団に役に立つ情報があれば喜んで提供したいとの挨拶をうけた。他の援助機関や融資銀行に対して用意した一般質問票の質問内容はWRIには該当しないため、機関別に用意した質問票を中心に、WRIの活動の概要やEIAとの関連性に質疑を行った。

WRIの活動は政策レベル(strategic level)あるいは地域レベルを対象としており、個別プロジェクトレベルでの活動は行っていない。プロジェクトはしばしば個々に孤立してしまっており(isolation)、これらの累積(accumulation)に目がいけないことが多い。WRIではエコシステムのベースライン調査として、散在している情報の収集を進めている。このプロジェクトは「Millennium Ecosystem Assessment」と呼ばれており、各国の大学や調査機関と協力して森林、草原、淡水、沿岸部及び農地における生態系情報を集め、人間に対する財とサービスという観点から指標を開発しようとするものである(蔵氏が担当している)。なお、このプロジェクトにはスウェーデン政府が興味を示している。

開発行為による生態系への影響は、間接的なものが多く(例えば財政構造再編による農業への影響など)、プロジェクトレベルでの対応は難しい。ベースラインの情報が整備され、環境モニタリングが適切に行われれば、間接的な見えにくい影響もフォローできるであろう。またプロジェクトレベルでのEIAでは、すでに開発計画が決まってしまう場合が多く、時間をかけての検

Fig. 4 Environmental Assessment During the Loan Cycle



9/96
pnt

世界資源研究所 (WRI)

機関名：	The World Resource Institute (WRI)		
日時：	2000年1月27日(木) 13時15分～15時		
場所：	10 G Street, NE, Washington, DC 20002 USA		
面談者：	Ms. Christine Elias, Director for International Cooperation Mr. Nels C. Johnson, Deputy Director, Biological Resources Program 蔵 由美子, Research Analyst		
調査団：	(鉱工業開発調査チーム)		
	山田良春 作業監理		JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛 環境評価1		アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子 環境評価2		日本オイルエンジニアリング株式会社
	(社会開発調査チーム)		
	皆川佳代 開発調査に係る環境配慮	JICA 社会開発調査部社会開発調査第二課	
	大木久光 環境配慮	三井金属資源開発株式会社	
	谷島誠 社会配慮	株式会社建設技研インターナショナル	

調査内容

ワシントンでは、一連の政府関連機関及び開発融資銀行の他に The Nature Conservancy (TNC) と The World Resource Institute (WRI) の2カ所の非政府機関(NGO)を訪問する予定だった。残念ながら1月25日のTNCの訪問は大雪のため中止となってしまったが、WRIは27日に予定通り訪問調査することができた。面談には国際協力担当のエリアス氏(女性)、生物資源プログラムの副責任者のジョンソン氏及び研究員の蔵氏(女性)が出席された。蔵氏はWRI本部では唯一の日本人研究員とのことである(東京事務所にはもう1名、日本人スタッフがいる)。

会議の冒頭エリアス氏より、WRIでは現在EIAに直接関連する調査研究は行っていないが、JICA調査団に役に立つ情報があれば喜んで提供したいとの挨拶をうけた。他の援助機関や融資銀行に対して用意した一般質問票の質問内容はWRIには該当しないため、機関別に用意した質問票を中心に、WRIの活動の概要やEIAとの関連性に質疑を行った。

WRIの活動は政策レベル(strategic level)あるいは地域レベルを対象としており、個別プロジェクトレベルでの活動は行っていない。プロジェクトはしばしば個々に孤立してしまっており(isolation)、これらの累積(accumulation)に目がいかないことが多い。WRIではエコシステムのベースライン調査として、散在している情報の収集を進めている。このプロジェクトは「Millennium Ecosystem Assessment」と呼ばれており、各国の大学や調査機関と協力して森林、草原、淡水、沿岸部及び農地における生態系情報を集め、人間に対する財とサービスという観点から指標を開発しようとするものである(蔵氏が担当している)。なお、このプロジェクトにはスウェーデン政府が興味を示している。

開発行為による生態系への影響は、間接的なものが多く(例えば財政構造再編による農業への影響など)、プロジェクトレベルでの対応は難しい。ベースラインの情報が整備され、環境モニタリングが適切に行われれば、間接的な見えにくい影響もフォローできるであろう。またプロジェクトレベルでのEIAでは、すでに開発計画が決まってしまう場合が多く、時間をかけての検

討や開発計画自身の見直しは難しい。従ってより上位の戦略レベルで、時間をかけて検討することが必要である。

「Millennium Ecosystem Assessment」は政策決定者に対して、ある生態系と別の生態系とのトレードオフや優先順位付けの検討に必要な、広範な全体像を提供しようとするものである。

(援助機関や開発銀行の活動に対する監視は行っていないのか、という質問に対して) 定期的、組織的なモニタリング、という意味では行っていない。ある地域における複数の援助機関によるプロジェクトが、生態系に対してどのような影響を与えているかの評価は行ったことがあるが、個別のプロジェクトに焦点をあてたものではない。

途上国での能力向上支援という観点では、例えばタイ、中国、ラオスの国際河川の流域管理プログラムがある。同プロジェクトは科学的な調査をどのように政策へ結びつけるか、が課題であったが、WRIはラオスの国立大学と共同でプロジェクトを進めた。プロジェクトを通して同大学は調査のノウハウを学び、政府機関は民間のコンサルタントを雇うかわりに同大学を使うようになった。

(WRIの活動の対象は誰なのか、という質問に対して) 経済開発と環境、あるいは地球レベルと地域レベルといった問題の接点を見だし、意思決定者に対して情報を提供することがWRIの活動の目標である。科学と政策意思決定の橋渡しである。国連機関、世界銀行、各国の環境問題所轄機関、あるいは民間会社など様々な機関とパートナー関係を結んでいるが、独立性が重要であり、個別契約に基づいた調査は行っていない。開発援助機関としてはオランダおよび米国政府、SIDA、GTZ、BMZなどと協力関係にある。

メソアメリカ生物回廊プロジェクト(Mesoamerica Biological Corridor)はGTZのプロジェクトである。同プロジェクトには組織的側面と生態系および社会的側面の各側面から、3名のスタッフが3年間専属で、必要に応じて4~5ヶ月単位で各種専門家が携わった。組織的側面としては複数国が関係しており、各国政府機関の過去経験の評価、意見調整や共同流域管理が非常に重要となった。生物的多様性との関係からは国立公園の評価を行った。また社会的側面としては先住民の意見をいかに意思決定に組み入れるかが課題であった。仮にこのようなプロジェクトでEIAが不十分と判断した場合、実施国政府や援助機関に対して助言や勧告を行うこともあり得よう。

面談後、EIAに関連したWRIの各種出版物を多数受け取った。

国連開発計画／持続的エネルギー・環境部 (UNDP/SEED)

機関名：	United Nations Development Programme (UNDP)		
日時：	2000年1月28日(金) 15時00分～16:30		
場所：	304 East 45 th Street, 10 th Floor, New York, NY 10017		
部署：	Sustainable Energy and Environment Division (SEED)		
面談者：	Karen Jorgensen (Ms.), Assistant Director Charles Ian McNeill (Ph.D), Senior Environmental Policy Advisor		
調査団：	山田良春 作業監理	JICA 鉱工業開発調査部計画課	
	佐阪剛 環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社	
	池田敦子 環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社	

調査内容

山田団員から調査の目的について説明した後、質問に入った。当初、先方から1時間程度に面会時間が区切られていたので、個別質問票に絞って質問をすることにした。

1. *SQ1* - UNDP と EC による貧困／環境イニシアティブ (PEI) について：

- 1) PEI の歴史：(PEI の詳細については <<http://www.undp.org/seed/pei/>> を参照) リオ・サミット (92.6) のアジェンダ 21 およびコペンハーゲン国連社会開発サミット (95.3, Social Summit) などに示された理念を実現していくための行動計画検討の中で、社会開発の中心課題を定義する試みがなされた。英国サセックス大学開発研究所 (Institute of Development Studies, University of Sussex, UK) が出した貧困と環境に関する調査論文に基づき、1998年5月に英国で開かれた会合で、貧困の減少 (Poverty Reduction) と環境管理 (Environmental Management)、およびそれを実現するための政策への介入 (Policy Intervention) が、その中心課題として同定された。

その後、この貧困の減少と環境管理を同時に達成するための政策介入の対象として、各国政府や開発援助関係者が目標とすべき戦略的課題が6つにまとめられた。

- * 貧困層の現状の資産基盤を守ること
- * 貧困層の資産基盤を拡大すること
- * 貧困層と資源を共同で管理し、共同で資源に投資すること
- * インフラストラクチャーと技術の開発を促進すること
- * 貧困層に資金と雇用機会が流れ込むような方策をたてること
- * 市場へのアクセスと市場改革計画を増やしていくこと

また、このような課題への介入は、1) 財政的側面、2) 制度的側面、3) 法規的側面の3つの側面から必要となると考えられている。

99年に入り、世界中から48の参加機関 (participants) を得た電子会議 (electronic conference) が開かれ、開発途上国の現実 (realities) に、この戦略的課題をどう適用するかについて話し合われた。その結果は、都市開発、水管理、農業、エネルギー、森林、およびセクター間にもたがるマクロ経済再編の6分野に対する報告書にまとめられ、その中でなされた具体的な政策オプションの検討が、戦略的レベルの課題検討に妥当性を与えた。

それぞれの戦略課題を実現するために選択可能と思われる具体的な政策オプションが示され、またそれぞれのオプションに対して、①財政、②制度、③法規の3つの側面から、政策実施

のために必要とされる要求事項がマトリックスの形で整理された（下図 A を参照）。（どのレベルの政策を指しているかという質問に対しては）コミュニティ・レベルから国家政策レベルまでの各レベルで適用される（具体策が形成される）ことを考えているという回答だった。

Strategic Instruments 1 ~ 6 （6つの戦略課題ごとにマトリックスが作成された）

Policies/ Instruments	Fiscal	Institutional	Legal / Regulatory
Policy A	Activities relatively easy to implement in policy		
Policy B	-----	-----	-----

図 A : Practical Policy Recommendation のマトリックス例

1999年9月に各国関係閣僚（開発途上国の意思決定者）の会議が開かれ、6つの戦略的課題と政策オプションに共通の理解が得られたと考えられており、この結果は2000年2月に出版される予定である。

- 2) 特定プロジェクトでの実施について：国連の援助政策ではこの貧困／環境イニシアティブを適用して行くことになっており、ガイアナで既に適用の試みが始まっている。しかし、この政策オプション・マトリックスは各国の政策を評価するための道具ではなく、そのような政策形成を促進するためのものである。この意味では、負の影響を抑制しようとする EIA よりも、積極的な (proactive) 政策形成を促すものである。

- 3) PEI における EIA：環境政策アドバイザーのマクネイル氏によれば、マトリックスに示された政策群を具体的な活動に落とししていくためのプログラミング・マニュアルを作成中であり、強制力はないが強く推奨するものとした (ought be used) ということだった。PEI で示された政策を実施するためには EIA が必要であり、1992年に UNDP が出した EIA ガイドライン（使用義務はなかった）についても簡潔なものに作り替え、この貧困／環境イニシアティブの道具として統合していく予定である。彼によれば、これまでの援助では、プロジェクト形成の上流部における計画判断が環境に対してもたらす結果については、可視的な (visible) ものづくり（世銀プロジェクトなどのハードもの）の影響評価に重きが置かれてきた。それに対して、貧困、ジェンダー、統治策などソフト側面の、プロジェクト形成の上流部における計画判断も、環境に対して重大な結果をもたらすことが見過ごされてきた。そこで、UNDP は任国事務所（カントリーオフィス）の権限を強化し (decentralized)、プロジェクト初期の計画の質を高めていく方針である。そのために、政策／プログラム／プロジェクトの各レベルで、透明性／ジェンダー／環境／開発／統治策 (Governance) ／市民参加の問題などを統合して扱える道具 (integrated tool) を準備中で、各国のプロジェクト形成段階で適正な措置 (right action) が取られる方向を目指している。また、プログラム間の関係調整やプログラム支援をするための基本文書の開発を行っていくという。戦略的アセスメントを貧困／環境イニシアティブに統合する試みは、SIDA（スウェーデン国際開発協力庁）と共同作業している。そこでは、負の環境

影響 (negative impacts) だけでなく、環境に正のインプットを与える機会 (opportunity) も同時に同定して行くための道具の開発を進めている。プログラムレベルでは、DfID が森林・エネルギー分野で支援しているということだった。

4) ケース事例について：事例集、“Success Stories” を受領した。また、HP 上にもまとめられている。

2. **SQ 2 – UNDP の評価室 (Evaluation Office) と組織監査室 (Office for Audit and Performance Review) の機能について：**

評価室は UNDP が実施したプログラムやプロジェクトの効果や達成度などを評価している部門である。組織監査室は UNDP の内部組織評価を行なう部門で、財務監査、経営管理状況のレビュー、組織のシステム改善、保険契約条項の遵守、(自組織の) 環境ガイドラインの作成、UNDP ビルのエネルギー効率の監視と改善などの役割を担当している。

3. **GQ13 – EIA 実施に関する Capacity Building：**この点に関する活動の基本目標は、開発途上国の人々に自らの活動に責任を感じさせる ことにある。SIDA との共同作業では、研修者にプロジェクト活動の現場 (action points) に行ってもらい、研修用図表 (exercise chart) を使用して、(正の) 環境機会が何であるについて実習させる活動をしている。

また、(評価) 指標の開発を行い、実績に基づいた運営管理 (result base management) の導入を図っている。

科学技術環境省環境質向上局 (MOSTE/DEQP) (タイ)

機関名:	Ministry of Science, Technology and Energy (MOSTE)		
日時:	2000年2月16日 13:00~14:00		
場所:	60/1 Soi Phibun Wattana 7, Rama VI, Bangkok 10400		
部署:	Department of Environmental Quality Promotion (DEQP)		
面談者:	Dr. Monthip Sriratanan Tabucanon, Deputy Director-General, Ms. Pornthip Pancharoen, Director, Environmental Research and Technology Center Ms. Sukanya Boonchalermkit, Environmental Officer, Level 8, ERTC		
調査団:	山田良春	作業監理/公害対策	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社

調査内容

山田団員から、今回の調査趣意について説明した後、タブカノン氏(女性)から JICA 内の組織改変と鉱工業開発調査部の JICA 内での役割などについて質問があった。これについても、山田団員から説明がなされた。

MOSTE 内の環境に関わる組織は、OEPP (環境政策計画局)、PCD (公害防止局)、および DEQP である。DEQP の主要な職務分掌は、環境教育、環境情報、環境研究研修センター (ERTC) の所轄であり、この3点を中心に活動の概要を尋ねた。環境教育に関しては、一般市民、メディア、NGO (DEQP に登録された NGO が 107 ある) などに対する広報的役割と、大学など教育機関や環境研究センターなどの環境教育活動を援助する活動を行なっている。環境情報に関しては、タイ国の環境現況 (State of Environment) に関するデータベースや、タイ国およびアセアン諸国の越境環境問題などの調整に関わるメタデータベースの提供を進めている。1990年 JICA の協力で創設された ERTC では、大気および水質汚染、騒音、有毒物質、有害廃棄物などの調査研究を進めるほか、SIDA、USAID、UNEP、IAEA、NEDO、通産省、ADB、AIT (アジア工科大学) などとの共同作業を行なっている。3月には、政府の中級官僚(課長 C7・部長 C8 級職員)や民間から 100名ほどを集め EIA 評価のための研修を実施する。トレーナーは、先進7カ国 (G7)、CIDA、OEPP、コンサルタント、アカデミックなどに頼っており、DEQP の内部スタッフは経験を積むと民間に流出するという事情があるようである。

ガイドライン関係では複数のプロジェクトなどによる蓄積的な環境影響に関するガイドライン作成を ADB の支援で進めており、大メコン流域 (Greater Mekong Region: 中国、ミャンマー、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム) と、メコン下流域 (Lower Mekong Region: 上記より中国とミャンマーを除く) に関する共通ガイドラインの作成を、それぞれ WB と ADB の協力で進めている。また、事業形成への住民参加の問題については、直接 EIA プロセスには組み込まれていないが、1997年に住民参加に関する首相令(注)が施行されており、各省庁はその実施検討を進めている(公聴会開催など)ということである。

(注)Public participation Law との説明があったが、現在まだ法律は成立しておらず、首相令が施行されている。

科学技術環境省環境政策・計画局 (MOSTE/OEPP) (タイ)

機関名：	Ministry of Science, Technology and Energy (MOSTE)		
日時：	2000年2月16日 14:00~16:30		
場所：	60/1 Soi Phibun Wattana 7, Rama VI, Bangkok 10400		
部署：	Office of Environmental Policy and Planning (OEPP)		
面談者：	Ms. Nipaporn Watcharasin, Environmental Expert, Chief of Technical Section, Level 8 Mr. Pongsak Wongwisnupong, Chief, Energy Section, Level 8 Ms. Suchppat Rungruangsilp, Environmental Officer (Mining Section), Level 7 Mr. Worapon Channgam, Environmental Officer, Level 7 Mr. Damrong Kruepiboonkul, Environmental Officer, Level 7		
調査団：	山田良春	作業監理/公害対策	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社

調査内容

DEQP に連続して、同じ会議室でインタビューを行なった。

まず、プロジェクトに対する住民参加 (*Public Participation*) の問題について、EIA 審査の観点から伺った。住民参加の問題は特に EIA の必須要件とはなっていない。EIA 報告書が提出された後、それを審査する分野別専門家委員会 (Expert Committee または Technical Review Committee) から、公聴会や住民への説明が求められる場合はある。この専門家委員会を構成するのは政府関係者、学識経験者などで、NGO からも 1 名代表が含まれる。例えば、鉱業の委員会は事務局長、森林、考古学、地質学、土壌などの技術分野、経済、社会配慮の専門家など 15 名程度から構成されている。「社会的側面の影響は官庁 (Agency) によって影響緩和 (ミティゲーション) はできない」という回答があった。更に、市民 (住民) 参加の機会をプロジェクトサイクルのあらゆる段階でやるという先進国援助機関側の考えに対して、「いったいどのようにして、あらゆる段階でインタビューやアンケートをするのか」という疑問を述べ、実際には住民との紛争 (conflict) が生じた時に仲介や交渉をするという枠組みで住民参加の課題が理解されていた。この点については、Public Relation (住民に説明すること)、Public Involvement (住民に協力を得ること) と Public Participation (住民が参加すること) などにまだ分化した考えをまだ有していないものと思われる。OEPP 内には、社会影響側面に関する専門スタッフは 2~3 人 (全スタッフ約 70 人中) である。

また、OEPP が作成している EIA ガイドライン (1998.1) には政府機関の関与するプロジェクトが EIA を実施する場合は、EIA の TOR に対して予め OEPP が承認を与えるというチャートが示されている。これについて質問したところ、実際にこの手続きは必須のものではなく、むしろ予め OEPP が TOR に承認を与えた調査でその後新たな問題が見つかり追加調査が必要になった場合、追加予算を出しにくいことから、OEPP 側も TOR の事前承認には消極的な姿勢を見せた。この点については、「TOR の事前承認には市民 (住民や NGO) にも参加してもらい、責任を分担してほしい」とも言った。例えば、天然ガス・パイプラインのプロジェクトでは、タイ石油公社が広く市民の意見を求めるため、TOR をインターネットで公開した。更に、プロジェクト EIA では有効性に限界があり、戦略や政策レベルの環境アセスメント (SEA) が必要だと考えている。実際、エネルギー分野では、世銀による事例研究が進められているようである。

組織：現在、OEPPは6部門（鉱業、住宅問題、エネルギー、インフラ、工業、モニタリング担当）あり、約70人のスタッフがおり、年間300から350程度のEIA審査を行なっている。また、審査には時間的に制限があり、EIA報告書提出後、事務上の不備による差し戻しは15日以内、全体審査結果は75日以内に出すという制約から、スタッフは土日なしで仕事に追われることも多いという。水資源関係で1件、EIAが承認されなかった例がある。また、数名のスタッフがISO14000についての研修を受けている。

分野別のガイドラインはコンサルタント委託で生態保護ガイドラインが作成されている。また、米国EPAの協力で蓄積的環境影響に関する研修が実施された他に、昨年はEIAの原則についてOEPP職員に対する2つの研修コースが実施され、今年度はOEPP上級職員が他の内部職員に研修実施した。来年は更にアカデミックやアジア工科大経由でカナダ人トレーナーを招き、他の政府関係者に研修の予定となっている。

欧州と北米調査の結果からEIAの方向性と考えられるいくつかの事項、具体的には、1)従来型の負の環境影響を抑制するためのEIAから、貧困改善や社会的影響アセスメントと統合的な分析を行ない、正の環境機会を計画に組み込むためにEIAを使用していくこと、2)事後のモニタリングや供用後の環境管理体制の運営に関する環境管理計画(EMP)をEIAの成果品の一つとすること、3)EIAを更に洗練して、分野別ガイドラインの作成など技術的完成度を高めること、について被援助国側からみた見解を尋ねたところ、まだ正の環境機会をとらえることをあまり意識していないようであった。現在のところ、負の環境影響をミティゲーションにより緩和するものであるという従来のEIAの枠組みにとどまる考えを見せた。EMPについては、EMPと言う形では要求していないが、ミティゲーション策とモニタリング策については、責任者、予算、活動スケジュールなどの明示と、OEPPに対して3ヶ月、6ヶ月毎の報告を義務付けている。実際にそれが実践されているかの検証は、ランダムサンプリングによる検査であると回答があった。また、セクター別のガイドラインを全分野に対して、タイ語で作成している。

MOSTE/OEPP: Approval Process for EIA
 Environmental Impact Assessment in Thailand ,1998)

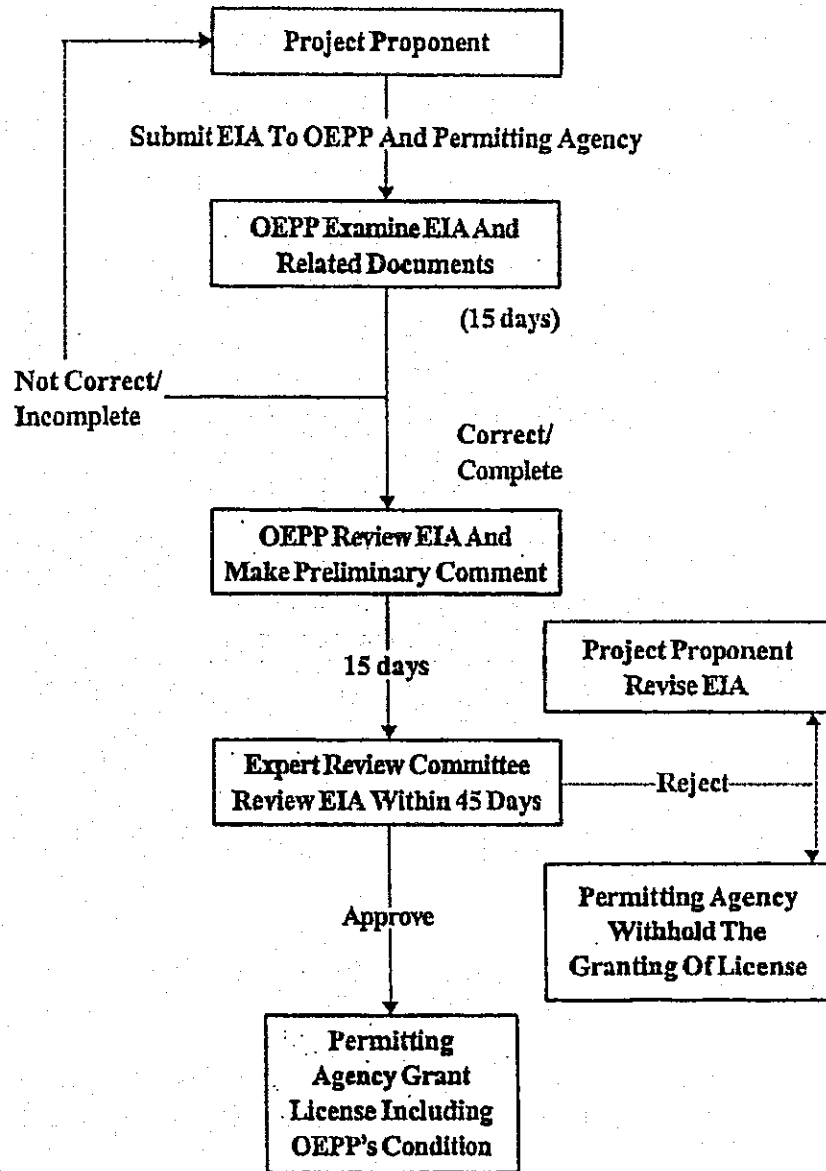


Figure 1 Approval process for EIA of private sector projects

MOSTE/OEPP: Approval Process for EIA
Environmental Impact Assessment in Thailand, 1998

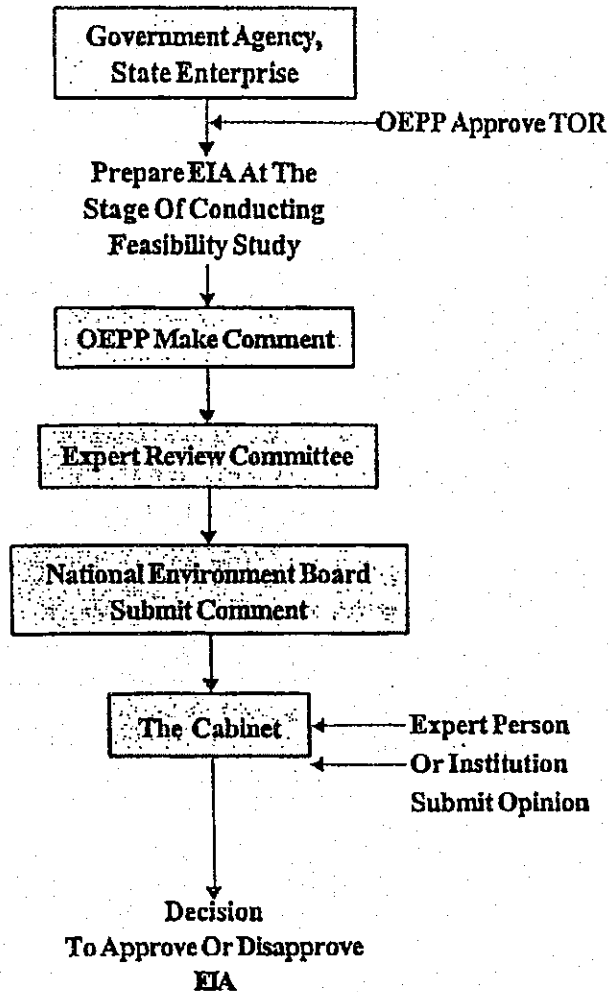


Figure 3 Approval process for EIA of government agency, state enterprise or to be jointly undertaken with private enterprise

タイ環境研究所 (TEI)

機関名:	Thailand Environment Institute (TEI)		
日時:	2000年2月17日 10:00~12:30		
場所:	210 Sukhumvit 64, Bangkok Refinery Building 4, Prakanong, Bangkok 10260		
面談者:	Chaiyod Bunyagidj, Ph.D., Vice President, Director of Business and Environment Program Somrudee Nicro, Ph.D., Director, Urbanization and Environment Program		
調査団:	山田良春	作業監理/公害対策	JICA 鉱工業開発調査部計画課
	佐阪剛	環境評価1	アイ・シー・ネット株式会社
	池田敦子	環境評価2	日本オイルエンジニアリング株式会社

調査内容

TEI は 7 年前に創設され、スタッフ数は約 170 人、天然資源管理、工業、エネルギー分野の政策形成、経済界の環境意識向上と環境技術の理解、環境研修や環境管理の問題に新しい対策を提言するなどの活動をしている。その活動は草の根レベル・NGO・政府職員への環境研修、NGO 活動のサポート、ISO14000 の監査・認証、クリーンテクノロジーに関するコンサルティングおよび国家活動計画の作成、タイ国環境報告 (State of Environment Report) 作成、炭酸ガス排出抑制技術に関する政府援助、小学生に対する環境教育プログラム、中小企業体の指導など幅広い。公害防止に関しては、EIA、クリーンテクノロジー、ライフサイクルアセスメント、環境管理システム、グリーン調達、エコラベルなど手法紹介しているという。特に、税制改革 (国税の地方税への移行) を含む地方分権が EIA における住民参加を促進すること、及び ISO14000 を適用しにくい中小企業における環境管理システムの改善の必要を強調した。なお、ISO14000 の認証を得た企業は 220 社に上り、エコラベルにより新しい市場が創出されるという。

TEI は EIA 報告書の作成に業務として携わってはいない。しかし、EIA プロセスの改善、特に市民参加 (Public Participation) の手法について、MOSTE の環境政策計画局 (OEPP) に提言報告をしている。これは、2 年前にカナダの国際開発研究センター (IDRC) の資金を得て、タイ、フィリピン、インドネシア及びマレーシアの 4 カ国、並びにカナダ西部 2 州の EIA における市民参加に関する規則や事例を調査した。調査対象となった国や州を比較することにより、NGO の活動状況の国による差異、メディアの有する自由度の差異、用語の定義の相違について言及した。また、参加 (NGO) の機会が EIA プロセスの遅い段階に認められたり、市民参加イコール公聴会であるという限られた認識を改めるよう提言した。

タイ国では、1992 年の新環境法により市民参加の促進、EIA の手続き、NGO の育成・強化 (登録制度の導入、NGO の行政裁判における原告適格性など)、環境基金の創設などが規定され、1997 年には人民憲法と呼ばれる新憲法に、地方行政の資源利用に関する義務と責任が明示された。現在、地方分権化委員会がその具体法の素案で地方への権限と責任の移行を進めている。例えば、地方の首長が中央政府の任命ではなく選挙による選出される制度や税制改革などの手法により、地方の行政体に権限と予算配分を増すことで、中央主導から自治を拡大して地域における市民参加の機会を拡大しようというものである。

また、基準値が法制度上と現実に可能なレベルの開きが大きすぎる場合に、適切な基準を設定する試みに関する事例として、バンコク南方の県におけるヤシ油産業プロジェクトのケースが紹介

された。ここで TEI は工業協会の委託により、適切な基準を設定するために、環境省、大学専門家、工場局の3者の委員会を組織して、組織能力と技術と経済の側面から適切な基準の合意点を見つける努力を継続中で、法律との調停を含め、今秋その試みの結果が出る予定らしい。